



326.34
Su33
⊕

0^m
1
2
3
4
5
6
7
8
9
0^m
80
1
2
3
4
5

始



25. 9. 11

2-3504

62/13

326.34
SU33

犯罪と精神病

醫學博士 片山國嘉序
醫學博士 吳秀三序
法學博士 花井卓藏序
ドクトル 富士川游序

醫學博士 三宅鑛一閱
醫學士 杉江 董著

大正
1.10.16.
内交

東京 巖松堂書店發兌

序

輓近刑事學の勃興と共に、刑事精神病學も亦大に發達したり。爰に杉江學士『犯罪と精神病』を著はす。能く刑事精神病學を平易簡潔に説明し、併て病的犯罪者の豫防及び處遇に關し刑事政策上の緊要問題に論及す。蓋し本書の如きは、吾が邦に於ける此種類の嚆矢にして、極めて有要の好著なりと謂ふ可く、眞に斯學研究の好資料たるを疑はず。一言以て序となす。

大正元年八月

醫學博士 片山國嘉

序

犯罪と精神病とは相關繋すること深く、犯罪にして精神病によるもの少なからず、犯罪者にして精神病學上より研究すべきもの亦數ふるに違あらず。經世の志士にして犯罪の鎮壓杜絶に思を潛むるもの、此兩者の關繋に就きて覃精極力之を考究することなかるべからず。醫學士杉江董君、近頃此書を著はして精神病者の犯罪を説き、又罪人の精神病を説きて懇切周到悉さざる所なく其豫防救治の策にまで論及す。寔に法醫兩方面に互りて須要なる好著にして、經世の志士殊には犯罪者に對する處

二
務に直接關與する法曹又は醫家に取りて參考となり又
便益を與ふること尠少にあらずと信ず。今や其書の上
梓に際し聊か一言を題す。

大正元年八月

醫學博士 吳 秀 三

序

憐れむべき者には以て愛を加ふべく、憎むべき者には
以て威を加ふべし。而も憐れむべき者にして憎むべき
害毒を流す者には果して何を加ふべきか。犯罪人と精
神病者との關係の如き恰かも之に類す。醫學士杉江董
君『犯罪と精神病』の一編を公にし以て憐れむべき者に
して憎むべき害毒を流す者に加ふべき何に就て論究す
る所あり。蓋し經世に資する所尠からざるべし。序し
て以て江湖に薦む。

大正元年八月中浣 法學博士 花井卓藏

序

精神病人の治療、看護及び處置が、漸次に進歩して、病人に對して仁厚となつたことは、著しい事實である、その原因は固より種々であるが、直接の原因とすべきは、精神病学が輓近目ざましい發展をして、精神病人につきての知識を擴充したためである、古い時代のことを詮索するまでもなく、この二三十年前までは精神病人の治療、看護及び處置は實に憫むべき有様であつた、精神病人とさへいへば、人間外づれのものとして、相手にしないといふのが常であつた、從て治療も看護もまことに不行届であつた。

たとへば精神病人が、法律上の罪を犯した場合では、流石に亂心のものはこれを常人と區別したのであるが、その趣は、今日の法律が精神病人を見るのとは大分相違して居る、常人が見て、精神病人と明かにわかるのはその病症の重いもので、それから軽いものには精神病學者の力でなければ判知することの出来ぬものが多い、而して今日の法律では明かにこれを判知するために常に精神病學者の鑑定を求めるのである、これも法律が精神病人に對して仁厚になつた一例である。

法律が精神病人に對して仁厚となつた外に、個人の權

利を重んずるといふ點から精神病人の取扱は法律上、鄭重になつて來た、それで細かに見ると精神病と法律との關係は重大で且つ多般であるから、學問上にも、實際上にも、研究を要する事項が尠なくない。同郷の學士杉江君は東京大學精神病學教室にありて、吳博士の指導の下に、多年斯種の問題の研究に力を竭して居られる、この冊子は僅にその一端を發表せられたのであるが、その敘説には有益且有趣味のものが多く、定めて讀者の歡迎を受くることであらうと思ふ。

此書の成れるとき、杉江君から、序文を余に徴せられた、

しかし己に片山、吳、花井諸子の序文があつて、斯書四の價値は十分に保證せられて居るから、蛇足を添ることもいるまいと、御斷をしたが、強てと勧められて、斷ることも出來ず、いささか蕪言をのべて、序文に代ふと、云爾

大正元年八月三十一日

ドクトル 富士川 游 識

例 言

輓近犯罪心理學并ニ犯罪精神病理學大ニ勃興シ、之ニ關スル著論尠カラズ。本書題シテ「犯罪ト精神病」ト云フモ亦之ニ類ス。余ハ明治四十一年東京大學精神病學教室ニ入り、教授吳先生ニ就キ精神病學一般研究ノ傍專ラ意ヲ法醫的精神病學ニ用キ研鑽茲ニ歲アリ。然レトモ余ヤ素ト不敏劣才、加フルニ性亦疎懶ニシテ學事ニ勉メズ、毎ニ吳先生ノ叱咤鞭撻ニ勵マサレテ漸ク爲スアル而已。而モ今自ラ揣ラズ、敢テ本書ヲ公ニスル所以ノモノハ敢テ之ヲ以テ價値アル業蹟トシテ世ニ誇示セントスルノ意ニ非ズ、聊カ最近刑事政策ノ趨勢ニ鑑ミ其要需ニ應ジテ余ノ爲セル業蹟ノ一端ヲ紹介スルニ過ギズ。若シ幸ニ司法官、司獄官、辯護士、醫家、教育家其他一般經世施設ニ任ズル士ノ、斯學研究上ノ資料トナルヲ得バ、著者ノ幸榮之ニ若クナシ。

例 言

一

本書ハ、初メ三宅博士ガ監獄協會講習會ニ於テ刑事精神病學ノ梗概ヲ講述セラレタル際余亦聽講ヲ許サレ、之ガ筆記ヲ基トシテ擅ニ筆ヲ加ヘ「病的犯罪ノ研究」ト題シテ雜誌刑事法評林ニ連載シタルヲ、這般更ニ知人巖松堂主波多野君ノ依囑アリ、斬新ナル内外諸多ノ文獻ニヨリテ改竄増補ヲ加ヘ、之ヲ上梓スルニ至レルモノナリ。

本書ノ主眼トスル所ハ特ニ精神病ト犯罪トノ關係ヲ論究セントスルニ在リ。左レバ精神病學說ニ互ル専門學の解説ハ爰ニ紙白ノ許サルル而已ナラズ、本書ノ目的ニモアラザレバ、只其犯罪關係アル主要徵候ノミヲ簡潔ニ縷述スルニ止メタリ。若シ夫レ更ニ進ンデ特ニ精神病學ヲ研究セントスルニハ、吾邦ニ於テハ吳氏、門脇氏、荒木氏、石田氏、三宅氏及松本氏等、精神病學ノ良著ニ乏シカラズ。

本書ヲ著ハスニ當リテハ特ニ吳博士ノ懇篤ナル指導ヲ辱フシ、三宅博士ノ精密ナル校閲ノ勞ヲ取ラレタルニ負フ所多ク、又片山博士、吳博士、花井博士、富士川ドクトルノ特ニ本書ノ爲メニ序文ヲ賜リタルハ著者ノ光榮トスル所ニシテ茲ニ謹デ感謝ス。又醫局同僚諸君ハ多大ノ援助ト便宜トヲ與エラレ、巖松堂編輯主任藤田君ノ大ニ斡旋助力セラレタルニ對シテ謝意ヲ表ス。

輒近我邦ニ於テモ刑事精神病學及病的犯罪者ノ處遇ニ關スル著論ハ漸ク多キヲ加ヘ、斯學研究ノ參考資料トナルモノ尠カラズ。余モ亦之等ニ依テ得タル所多シ。今次ニ其芳名及論題ヲ掲ゲテ以テ著者ニ對シ敬意ヲ表ス。勿論此他尙ホ諸大家ノ名論卓說多々アル可キモ余ノ學識淺狹ナルガ爲メ未ダ之等ニ接セズ此處ニ掲載スルノ光榮ヲ得ザルハ其罪余ニ在リ、敢テ宥恕ヲ乞フ。

大正元年九月

下谷寓居ニ於テ

著者誌

參考著書論文(姓名イロハ順)

- (一) 今村 新 吉氏 盜癖—類破瓜狂(國家醫學會雜誌二八〇號)
- (二) 石川 貞 吉氏 精神病者ノ監置ニ就テ(同上二三六號)
- (三) 同氏武田健夫氏 直訴者檢診一例(神經學雜誌六卷一號)
- (四) 井村 忠 介氏 監獄精神病ニ就テ(國家醫學會雜誌二二一號)
- (五) 同 氏 裁判官ト精神病(刑事法評林二卷九號)
- (六) 同 氏 精神障礙ノ分界點(同上三卷三號)
- (七) 池田 隆 德氏 低格兒童ノ智力(兒童研究十三卷四號)
- (八) 同 氏 不良少年調査報告(國家醫學會雜誌二五九號)
- (九) 同 氏 東京府下及埼玉縣下ニ於ケル異常兒童收容所觀察報告(神經學雜誌十卷十號)
- (一〇) 花井 卓 藏氏 法律上ニ於ケル醫師ノ地位(同上二三七號)
- (一一) 同 氏 婦人ノ犯罪ニ就テ(刑事法評林二卷六號)
- (一二) 同 氏 犯罪ノ責任格(同上四卷一號)
- (一三) 同 氏 老人犯罪ノ研究(法學協會雜誌二十九卷五號六號)
- (一四) 原 胤 昭氏 社會ノ厄介者テアル累犯者(國家醫學會雜誌二六四號)

- (一五) 原 胤 昭氏 累犯者ト精神病トノ關係(監獄協會雜誌二十一卷一號)
- (一六) 英 健 也氏 逃亡罪ヲ犯セル隊兵ノ早發痴狂患者ノ鑑定一例(陸軍々醫學雜誌一七五號)
- (一七) 橋 健 行氏 癲癩ト犯罪(刑事法評林四卷三號)
- (一八) 富田 山 壽氏 酒精ト責任能力(京都法學協會雜誌三卷六號)
- (一九) 十 時 彌氏 刑事學ノ趨勢ニ就テ(監獄協會雜誌二十四卷四號)
- (二〇) 小河 滋次 郎氏 犯罪ト婦人トノ關係(國家醫學會雜誌二二三號)
- (二一) 同 氏 未成年犯罪者ノ刑罰責任能力ニ就テ(法曹記事十六卷十二號十七卷一號三號)
- (二二) 同 氏 刑事制度ニ於ケル醫家殊ニ精神病學者ノ位置ニ就テ(神經學雜誌五卷七號)
- (二三) 同 氏 兒童保護ト醫師ノ責任(刑事法評林三卷七號)
- (二四) 同 氏 兒童保護ノ法制關係ニ就テ(同上四卷六號七號)
- (二五) 岡本 梁 松氏 民法ニ所謂「心神喪失者」「心神耗弱者」云々ト新刑法ニ所謂「心神喪失者」「心神耗弱者」云々ノ兩句ニ就テ(京都法學協會雜誌三卷六號)
- (二六) 大場 茂 馬氏 最近刑事政策根本問題(巖松堂發行)
- (二七) 同 氏 刑事政策大綱(有斐閣發行)

例言(參考者書論文)

- (二八) 同 氏 刑罰ノ根本觀念ト人ノ性質(人性八卷三號)
- (二九) 同 氏 刑事政策論ノ要領(監獄協會雜誌二十五卷四號五號)
- (三〇) 乙竹 岩造氏 不良兒ノ保護教育法(刑事法評林二卷十一號)
- (三一) 同 氏 兒童ノ盜癖ニ就テ(同上二卷十二號)
- (三二) 加藤 弘之氏 犯罪ト遺傳境遇(同上二卷一號)
- (三三) 同 氏 迷信ト癡狂(同上二卷八號)
- (三四) 片山 國嘉氏 法醫學講義第一冊(南江堂、吐鳳堂發行)
- (三五) 同 氏 犯罪ノ原因ヲ求メヨ(刑事法評林一卷三號)
- (三六) 同 氏 精神病性人格ト刑法(同上二卷三號)
- (三七) 同 氏 精神病ト感化事業(同上三卷四號五號)
- (三八) 同 氏 飲酒不堪ニ就テ(國家醫學會雜誌二四八號)
- (三九) 同 氏 精神病醫學ヨリ觀タル犯罪者ノ處置方法(監獄協會雜誌十五卷一號)
- (四〇) 同 氏 官名詐稱、詐欺取財事件被告人山上某ノ精神狀態鑑定—早發癡狂兼ヒステ
リ—症(國家醫學會雜誌二五一號)
- (四一) 同 氏 孫殺布〇正〇鑑定書—中酒性癡狂(同上二五五號)
- (四二) 同 氏 石川哲郎氏 竊盜〇藤フ〇精神狀態鑑定(非精神病) 附精神障礙ト知覺精神喪失及ヒ知
覺精神喪失ノ行爲ト非知覺精神喪失トノ關係(同上二六二號)

- (四三) 片山 國嘉氏 姉殺被告人YNノ精神狀態鑑定書—ヒステリー性體質(同上二八三號)
- (四四) 勝本 勘三郎氏 刑事上ノ責任能力ニ關スル基礎觀念ニ就テ(京都法學協會雜誌七卷七號)
- (四五) 田中 太郎氏 英國ノ少年犯罪者矯化事業(監獄協會雜誌二十四卷一號)
- (四六) 高野 佐太郎氏 不良兒童ノ精神及ヒ身體ニ就テ(兒童研究十五卷十二號)
- (四七) 中村 讓氏 血族結婚ノ其子孫ニ及フ影響(國家醫學會雜誌二八六號、二八七號、二
八八號)
- (四八) 村田 豐作氏 精神病鑑定二例—急性幻覺性偏執狂、發作性精神病(神經學雜誌六卷九
號)
- (四九) 上田 定次郎氏 免因保護事業ノ範圍(監獄協會雜誌二十三卷六號)
- (五〇) 同 氏 都市ノ發達ト犯罪トノ關係(同上二十四卷一號)
- (五一) 海野 幸德氏 禁酒ト法律(刑事法評林四卷四號)
- (五二) 氏原 佐藏氏 癡愚鑑定ノ一例(國家醫學會雜誌二五六號)
- (五三) 吳 秀三氏 精神病鑑定例自第一集至第四集(吐鳳堂發行)
- (五四) 同 氏 萬引ノ精神狀態(藝備醫事一五三號、一五四號)
- (五五) 同 氏 精神病ト新刑法(刑事法評林一卷二號)
- (五六) 同 氏 刑法三十九條ノ醫學觀(同上二卷一號)
- (五七) 同 氏 精神病ト其救濟(國家醫學會雜誌二九七號)

例言(參考者書論文)

例言(參考著書論文)

- (五八) 同 氏 醫學者シテノロンブロー博士(國家醫學會雜誌二九七號)
- (五九) 同 氏 監獄ノ精神病(監獄協會雜誌十八卷七號)
- (六〇) 同 氏 放火被告人Mノ精神狀態鑑定書(顯猶狂(國家醫學會雜誌二三八號)
- (六一) 同氏 森田 正馬氏 緊張狂輕快期ニ行ハレタル竊盜被告事件ノ鑑定例(同上二四〇號)
- (六二) 吳秀三氏 田澤秀四郎氏 早發性癡狂ノ鑑定例(同上二四六號)
- (六三) 吳秀三氏 北林貞道氏 毒殺(未遂)行爲者精神狀態鑑定—早發癡狂(同上二四八號)
- (六四) 同上 兩氏 孫殺布〇正〇精神狀態鑑定書—中酒性精神薄弱(同上二五四號)
- (六五) 吳 秀 三氏 醫師T A詐偽取財被告事件ニツキ被害者〇野〇介精神狀態鑑定—偏執狂(同上二五九號)
- (六六) 同氏 田澤秀四郎氏 竊盜〇藤フ〇精神狀態鑑定(非精神病者)附精神障礙ト知覺精神喪失及ビ知覺精神喪失ノ行爲ト非知覺精神喪失トノ關係(同上二六二號)
- (六七) 吳秀三氏 齋藤玉男氏 謀殺未遂事件被告人早〇五〇精神狀態鑑定書—癡愚(同上二七六號)
- (六八) 山岡 萬之助氏 刑事未成年者(法學志林十二卷七號)
- (六九) 同 氏 刑事心理學(刑事法評林三卷八號)
- (七〇) 同 氏 人類學上ヨリノ刑事政策基礎觀念(國家醫學會雜誌三〇四號、三〇五號)
- (七一) 同 氏 刑事政策上ヨリ觀タル犯罪并犯罪人ノ區別(監獄協會雜誌二十三卷五號、六號)

例言(參考著書論文)

- (七二) 同 氏 生來犯人(心理研究一卷四號)
- (七三) 安 藏 秀氏 酩酊狀態ニ於ケル犯罪觀(國家醫學會雜誌二二九號)
- (七四) 同 氏 精神病ノ鑑定ニ就テ(同上二三九號)
- (七五) 牧 野 英 一氏 刑事學ノ新思潮ト新刑法(警眼社發行)
- (七六) 同 氏 所謂責任能力ノ觀念ニ就テ(國家醫學會雜誌二五一號)
- (七七) 同 氏 法學者トシテノロンブロー博士(同上二七七號)
- (七八) 同 氏 二個ノ注意ス可キ精神病事件(法學協會雜誌二十六卷一號)
- (七九) 同 氏 刑事ニ關スル最近ノ思潮ト新刑法(監獄協會雜誌二十一卷十號、十一號)
- (八〇) 富士川 游氏 變性ノ説(人性四卷四號)
- (八一) 同 氏 犯罪人ノ研究(刑事法評林一卷一號)
- (八二) 同 氏 變性ト犯罪(辯護士協會雜誌二二二號)
- (八三) 藤井健次 郎氏 責任及責任能力ニ就テ(刑事法評林二卷九號)
- (八四) 藤本慶太郎氏 無筆ノ故ニ遺書ニ代ヘテ放火セシ一婦人ノ精神狀態鑑定—精神病的者(國家醫學會雜誌二六七號)
- (八五) 同 氏 侮辱ヲ受ケテ放火セシ一婦人ノ身狀狀態—ヒステリイ狂(同上二七五號)
- (八六) 同 氏 速如上人及生如來ノ再生ト謗言セル宗教性妄想狂鑑定例(同上二八九號、二九〇號、二九二號)

例言(參考著書論文)

- (八七) 小 山 溫氏 精神的中間者ノ處分(同上二卷八號)
- (八八) 寺 田 精 一氏 犯罪者ノ恐怖心ヨリ起ル錯覺及幻覺(法學志林十三卷五號)
- (八九) 同 民 累犯時ニ於ケル精神狀態(刑事法評林二卷四號)
- (九〇) 同 氏 犯罪ト遺傳(同上四卷五號、六號)
- (九一) 同 氏 幼年犯罪者ニ就キテ(兒童研究十四卷二號)
- (九二) 同 氏 危機ニ富メル青年及兒童期(嚴松堂發行)
- (九三) 手 塚 太 郎氏 歐米ノ禁酒政策(刑事法評林三卷五號)
- (九四) 同 氏 民法上及刑法上ニ於ケル飲酒ノ影響(法曹記事二十一卷九號、十號、十一號)
- (九五) 有 馬 四 郎 助氏 幼年犯罪者ノ處遇ト紀律ノ意義(監獄協會雜誌二十三卷七號、八號)
- (九六) 榑保三郎氏 加藤倫義氏 痴愚者ニシテ朦朧狀態ヲ有セル鑑定一例(福岡醫科大學雜誌二卷三號)
- (九七) 榑保三郎氏 氏原佐藏氏 ひすてりー狂鑑定例(國家醫學會雜誌二五六號)
- (九八) 榑 保 三 郎氏 伴狂鑑定ノ一例(同上)
- (九九) 同 氏 精神病ヲ偽裝セルモノ、鑑定例(同上二六八號、二六九號、二七〇號)
- (一〇〇) 同氏 氏原 佐藏氏 青年期痴性精神病者鑑定例(同上二七一號)
- (一〇一) 榑保三郎氏 氏原佐藏氏 毆打ヨリ誘發セル外傷性あめんちの鑑定例(同上三〇一號、三〇三號、三〇四號)

- (一〇二) 澤 田 順 次 郎氏 犯罪豫防法トシテノ去勢(刑事法評林三卷八號)
- (一〇三) 同 氏 少年犯罪其救濟策(同上四卷三號四號)
- (一〇四) 澤 村 晴 夫氏 不良少年論(刑事法評林一卷二號)
- (一〇五) 齋 藤 紀 一氏 精神病者ノ取扱(同上三卷四號)
- (一〇六) 齋 藤 玉 男氏 精神病性人格ニ就テ(同上二卷五號)
- (一〇七) 北 林 貞 道氏 所謂窃盜狂者(衝動行爲ニヨル)ノ精神狀態鑑定—變質者(同上三五二號)
- (一〇八) 同 氏 妄想性癡呆ノ鑑定例(同上二七八號)
- (一〇九) 同 氏 病的感動ニヨリテ妻ヲ殺シタルモノ、鑑定例—精神病性素質者(同上二九五號、二九六號)
- (一一〇) 同 氏 破瓜性癡呆ノ鑑定例(中央醫學會雜誌八五號)
- (一一一) 三 宅 鐵 一氏 精神病ト犯罪(同政會々報二號)
- (一一二) 同 氏 變質性精神病ニ就テ附一種ノ監獄性精神病例證補遺(醫學中央雜誌一〇一號、一〇二號)
- (一一三) 同 氏 犯罪人ノ豫後(刑事法評林一卷四號、二卷一號、二號)
- (一一四) 同 氏 感化事業ノ分業的設備(同上三卷一號)
- (一一五) 同 氏 悖德狂(同上三卷九號、十二號)
- (一一六) 同 氏 不良少年調査報告(國家醫學會雜誌二五九號)

例言(參考著書論文)

例言(參考著書論文)

- (一一七) 同 氏 精神病の中間者(監獄協會雜誌二十二卷七號)
- (一一八) 同 氏 低能兒ニ關スル二三ノ事項(兒童研究十五卷十一號)
- (一一九) 同 氏 謀殺及謀殺未遂事件被告人〇谷〇儀〇精神狀態鑑定案(醫事新聞八一〇號)
- (一二〇) 同 氏 ひすてりー性朦朧狀態中ニ己が實子ヲ殺セシ一婦人ノ精神狀態鑑定例(同上七八九號)
- (一二一) 同 氏 中間者ノ病的感動ニヨル犯罪附所謂監獄性精神病者ノ鑑定例(國家醫學會雜誌二五七號)
- (一二二) 同 氏 法廷ニテ尋問ヲ受クル度毎ニ異リタル申立ヲナシ又己が姓名ヲモ廢々變シタルモノ、鑑定例―早發性痴呆(同上二六四號)
- (一二三) 同 氏 鐵道事故ト精神異常
- (一二四) 三浦榮五 耶氏 精神鑑定ニ對スル希望(刑事法評林四卷二號)
- (一二五) 平沼騏一 耶氏 少年犯罪者ノ處分(同上二卷三號)
- (一二六) 樋口辰 助氏 刑法第三十九條ノ規定ニ就テ(京都法學協會雜誌五卷十號)
- (一二七) 泉二 新 熊氏 刑法改正案ニ於ケル未成年者ノ刑事責任(法學新報十七卷三號)
- (一二八) 同 氏 幼年犯罪者ニ就テ(監獄協會雜誌二十一卷十二號)
- (一二九) 同 氏 責任能力ノ觀念(法學協會雜誌二十九卷一號)

- (一三〇) 泉二 新 熊氏 新刑法ニ於ケル責任能力ノ觀念(法曹記事十八卷十一號)
- (一三一) 同 氏 新刑法ト醫師(國家醫學會雜誌二六五號、二六六號)
- (一三二) 森田正 馬氏 色情狂ノ奇現象(刑事法評林二卷七號)
- (一三三) 同 氏 悖德狂ニ就テ(人性三卷一號)
- (一三四) 關長 菅氏 全國在監人精神病者ニ就テ(監獄協會雜誌二十一卷一號)
- (一三五) 同 氏 鹿兒島監獄在監人精神病者ニ就テ(神經學雜誌七卷四號)
- (一三六) 鈴木券太 耶氏 犯罪論及女性犯人(井湧堂發行)
- (一三七) 同 氏 女性犯罪ノ動機(國家醫學會雜誌二二五號)
- (一三八) 同 氏 刑事人類學及刑事社會學ト日本(刑事法評林二卷四號、五號)

X X X X

例言(參考著書論文)

犯罪と精神病目次

第一章 緒論

- 精神病
- 犯罪
- 精神病的犯罪
- 精神病的性格—變質
- 酒客
- 中間者

第二章 犯罪の病的動機

○病的動機

第一 幻覺及び妄想

- 幻覺
- 錯覺
- 幻視
- 錯視
- 幻聽
- 錯聽
- 內臟及び運動官覺
- 二重考慮
- 反射的幻覺
- 想像的幻覺
- 領解錯誤
- 睡眠時幻覺
- 犯罪的關係
- 幻覺の勢力
- 妄想
- 誤信
- 迷信
- 優勢觀念
- 妄想の發生
- 妄想的種類
- 誇大妄想
- 被害妄想
- 嫉妬妄想
- 好訴病
- 罪業妄想
- 貧困妄想
- 心氣妄想
- 虛無妄想
- 關係妄想
- 變化妄想
- 憑依妄想
- 犯罪的關係

目

次

第二 意識障礙

- 無指南力 ○無意識狀態 ○意識混濁 ○朦朧狀態 ○癡癡狀態
- 癡癡性昏迷 ○苦悶性譫妄 ○明悟性譫妄 ○夢中遊行症 ○犯罪的關係
- 追想 ○歇私的里性朦朧狀態 ○犯罪的關係 ○睡眠障礙 ○夢中遊行
- 睡後酩酊樣狀態 ○催眠術 ○酩酊 ○病的酩酊 ○渴酒病 ○譫妄
- 感動 ○病的感動 ○月經及分娩

第三 精神薄弱及び悖德

- 叡智 ○先天性精神薄弱或白癡 ○後天性精神薄弱或癡呆 ○實例
- 悖德狂 ○生來犯罪者 ○犯罪關係

第四 病的感動

- 感情 ○氣分情緒 ○感情鈍麻 ○不管性 ○平氣 ○我慾 ○感情變換
- 病的情緒 ○厭世悲觀的 ○危懼性 ○刺戟性 ○隱遁性 ○奇人或變人
- 陽氣性 ○惑溺性 ○宗教惑溺家 ○病的輕卒 ○我慾性
- 病的感動 ○苦悶 ○怔忡 ○鬱憂性暴動發作 ○心痛 ○機變異常
- 刺戟忿怒性 ○病的爽快 ○好機變 ○消魂大悅

第五 病的行爲

- 意思行爲 ○意思發動 ○意思發動の亢進 ○運動興奮 ○意思抑制力
- 意思發動の減弱 ○制止 ○阻止 ○意思方向 ○意思の自由 ○被影響性
- 強硬症 ○反響症 ○拒絕症 ○我意 ○意思の變調 ○衝動行爲 ○衝動性動作
- 強迫觀念 ○恐怖感情 ○強迫行爲 ○病的性慾 ○色慾倒錯 ○窃盜慾 ○放火慾

第三章 精神病及び其犯罪的意義

- 精神病は腦病なり ○精神は腦に在す ○傳染病性精神病 ○熱譫妄
- 虛脫譫妄 ○あめんちあ ○中毒性精神病 ○酒精中毒 ○酩酊 ○病的酩酊
- 渴酒病 ○酒客癡院 ○酒客譫妄 ○コルサコフ氏精神病 ○急性中酒性偏執病
- 急性酒客性妄覺病 ○慢性中酒性偏執病 ○嫉妬妄想 ○莫兒比涅中毒古加乙涅中毒 ○實例 ○早發性癡呆 ○破瓜病 ○緊張病 ○妄想性癡呆 ○犯罪 ○實例二十一項 ○癡痺性癡呆 ○抑鬱性定型 ○誇大性定型 ○激越性定型 ○奔馬性定型 ○癡鈍性定型 ○實例三項
- 躁鬱病 ○躁揚狀態 ○躁暴狀態 ○抑鬱狀態 ○暴動發作

- 實例三項
- 老耄性癡呆
- 偏執病
- 隱匿
- 好訴病者
- 實例
- 癲癇性精神病
- 精神的癲癇
- 癲癇性格
- 癲癇性癡呆
- 代理症
- 朦朧狀態
- 癲癇性昏迷
- 苦悶性譫妄
- 明悟性譫妄
- 夢中遊行症
- 實例二項
- 歇私的異性精神病
- 錯亂狀態
- 譫妄狀態
- 朦朧狀態
- 夢中遊行症
- 伴病
- 實例
- 白癡
- 發育制止
- 癡愚
- 魯鈍
- 實例九項
- 變質性精神病
- 變質者
- 變質徵候
- 犯罪人定型
- 犯罪關係
- 實例三項

第四章 精神病の原因及び其犯罪的關係

- 犯罪の原因研究
- 個人的特性
- 犯罪的傾向
- 精神病の原因
- 原因の分類

(甲) 外因

第一 身體的外因

- 腦神經疾患
- 疲憊
- 傳染病
- 熱譫妄
- 飲毒
- 新陳代謝
- 中毒
- 酒精
- 酒精と犯罪
- 臟器疾患
- 色情及生殖作用
- 手淫及荒淫
- 猥褻犯罪
- 結婚性精神病
- 月經
- 月經精神病
- 月經と犯罪

第二 精神的外因

- 妊娠
- 妊娠と犯罪
- 分娩及產褥
- 產褥性精神病
- 月經閉止期
- 感動激變
- 誘因
- 精神過勞
- 入監及拘留
- 監獄精神病
- 戰爭及災厄
- 精神病の傳染
- 犯罪の暗示性

(乙) 内因—素因

第一 一般的素因

- 年齢
- 小兒期
- 兒童の虚言
- 不良少年
- 感化教育
- 破瓜期
- 破瓜期と犯罪
- 老年期
- 老人と犯罪
- 老人と猥褻罪
- 男女別
- 人種
- 氣候
- 文明及生活狀態
- 文明と犯罪
- 文明と精神病
- 職業

第二 個人的素因

- 遺傳及變質
- 直接遺傳
- 間接遺傳
- 隔世遺傳
- 同種遺傳
- 異種遺傳
- 犯罪者の遺傳
- 變質者
- 變質徵候
- 犯罪定型
- 變質性精神病

第五章 責任能力……………一九〇

- ◎責任
- ◎社會的責任
- ◎責任能力
- ◎道義的責任
- ◎自由意思論
- ◎心理的個人性
- ◎相對的意思自由
- ◎意思不自由論
- ◎社會的能力
- ◎社會的適應性
- ◎保安處分
- ◎減低責任能力
- ◎Actio libera in causa
- ◎間接正犯
- ◎法律上の沿革
- ◎刑法第三十九條
- ◎心神喪失
- ◎心神耗弱
- ◎偏狂說
- ◎心神喪失者
- ◎心神耗弱者

第六章 精神狀態鑑定……………二二一

- ◎鑑定を要する場合
- ◎精神病専門醫
- ◎鑑定人
- ◎豫審に於ける鑑定
- ◎公判に於ける鑑定
- ◎一般法則
- ◎鑑定資料
- ◎犯罪事實
- ◎被告人の診査
- ◎説明
- ◎設例四項
- ◎鑑定の結果
- ◎命令事項
- ◎設例四項
- ◎觀察
- ◎鑑定書式
- ◎實例五項

第七章 精神病的犯罪の豫防……………三五三

第一 精神病の一般豫防……………三五三

- ◎精神病者の結婚
- ◎育兒の注意
- ◎學校教育
- ◎家庭教育
- ◎戀愛

結婚 ◎職業の選定 ◎酒精及毒

第二 精神病者の監護……………三六五

- ◎精神病院
- ◎社會防衛
- ◎精神病者監護法
- ◎監護義務者
- ◎勅令第二百八十二號
- ◎監護方法場所の變更
- ◎監置廢止
- ◎精神病者の數
- ◎公立精神病院の數
- ◎國立精神病院
- ◎私立精神病院の數

第三 精神病的犯罪者の處置……………三七七

- ◎刑法
- ◎社會的危險性
- ◎保安處分
- ◎犯罪不能
- ◎個人的豫防
- ◎心神喪失者
- ◎心神耗弱者
- ◎幼年犯罪者
- ◎感化教育
- ◎感化法
- ◎酒客療院
- ◎婦人
- ◎老人
- ◎刑事訴訟法
- ◎不起訴
- ◎犯罪事實の捜査
- ◎證言能力
- ◎鑑定
- ◎辯論停止
- ◎刑の執行停止
- ◎幼年裁判所
- ◎監獄法
- ◎附屬精神病監

附錄 參照法令

- 第一 刑法(摘錄)……………三九七
- 第二 警察犯處罰令(摘錄)……………三九六

第三	刑事訴訟法(摘録)	三九六
第四	監獄法(摘録)	四〇一
第五	監獄法施行規則(摘録)	四〇二
第六	感化法	四〇四
第七	感化法施行規則	四〇七
第八	精神病患者監護法	四〇九
第九	精神病患者監護法施行規則	四一四
第十	精神病患者監護法第六條及第八條第三項ニ依レル監護ニ 關スル件	四一七
第十一	精神病患者タル在監人放免ニ關スル取扱手續	四一八

犯罪と精神病目次終

犯罪と精神病

醫學士 杉 江 董 著

第一章 緒 論 (Einleitung)

精神病
犯罪

精神病 (Geisteskrankheiten) と犯罪 (Verbrechen) とは、共に何れの社會階級をも通じて發生する峻惡なる現象なり、且又其の何れも社會の公安を害し秩序を紊すの點に於いて其の態様酷似する而已ならず、精神病はまた明に諸多の機會に遭遇して其の精神障礙に基因する犯罪行爲を衝動せしむる場合多きを以て觀るも、精神病と犯罪とは互に密接なる關係を有するものと謂はざる可らず。

精神病的犯

而して此の所謂精神病的犯罪 (Geisteskrankte Verbrechen) の原因發生を
 研鑽し、之が豫防救濟の道を講究する事は、是亦實に刑事政策の一大要
 務にして、又吾人専門醫學者の當に盡す可き任務なりとせざる可らず。

精神病的性
 格變質者
 酒客

茲に精神病と謂ふは、廣義の意味にして、其の中には諸種の精神病の
 外尙ほ精神病的性格即ち變質者 (Psychopathen od. Degeneranten) 及び酒客
 (Trinker) をも包括するものなり、而して顯著なる精神病にありては、多
 くは司法官、司獄官等にも一見其の病者たる事容易に識別せられ、或は
 鑑定に附し、病院治療に移す等の處置に出づるを得ると雖も、變質者或
 は酒客等の者に至りては一見したる處に於ては常人と殆んど何等異
 なりたる處なき者多く、恰度健者にもあらず、又病者にも非ざる所謂中
 間者 (Grenzstunde) に屬す可き者にして、爲に司法官、司獄官等の注意に
 漏れ、之に普通の處罰を加ふる結果、斯かる者は幾度も犯罪を累ね、到底
 改過遷善の目的を達することを得ざる可し。

中間者

精神病者又は中間者の犯罪を爲すことは尠からず、獨逸のブローイ
 ル氏は二十六年間に亙りて百八十二例の精神病犯罪の鑑定を爲し居
 り、日本にては片山博士は約十五年間に亙りて七十三例、吳博士は約十
 四年間に亙り四十五例 (同博士著精神病鑑定例) の刑事鑑定を爲し居ら
 るを見る。

而して此等は皆著明なる精神病の場合にして、鑑定の結果により、裁
 判官も亦心神喪失者として其の罪を罰せずと雖も、之に反して中間者
 の犯罪は一層多く、而かも其の中間者たるとの警察官裁判官に氣付か
 れずして、普通の處刑を受け居る者、即ち普通の囚徒を診査するに於て
 は尙ほ中間者殊に白癡、異常氣質者、遺傳素因者、酒客等多し。是に關す
 る調査の報告は外國に在りては已に多くの學者より爲され居る所に
 して、最近に於て注意す可きは、ネメト氏の報告なり。即ち氏は普通の
 囚徒六萬四百九十八人を檢し、就中其の六百五十人 (一〇・七%) は變質者、

八百四十六人(二三、八%)は酒客なりし事を證し、内累犯者三千百二人のみに就きて見れば、其の千二百三十三人即ち三九、七%は變質者及び酒客にして、之に反して初犯者二千九百四十七人に於ては僅かに二百九十三人即ち八、九%のみが變質者及び酒客なりしと云ふ。是に由りて觀るも普通の犯罪者殊に累犯者の中には尙ほ中間者に屬する者の甚だ多く存することは明なり。其他レブマン氏は九十人の強姦犯人を調査し、其の七十人は病者又は病的の者なりしと云ひ、ポーンフェツヘル氏は百人の猥褻犯罪者を檢し、中二十二人は酒客、十六人は癲癇、歇私的里、病的刺戟症、十二人は癡呆、十人は動脈硬化症なりしと云ひ、ザイフェル氏は七十五人の陰部露出者中、十八人は癲癇、十三人は變質、十人は癡呆、八人は神經衰弱及び酒客、七人は癡愚、二十一人は習慣性陰部露出者なりしと見たりと云ふ。又ベール氏は二十二人の殺人犯者中、三人は癡愚者、四人は癲癇、三人は變質者にして、十二人の者に於ても、普通

に比すれば考慮、注意、判斷等の能力足らず、意志感情の自制力に乏しく爲めに多くの場合、行爲に比して其の動機が不釣合なりと云ひ、同じくコワレスキー氏も亦親殺犯人に就き檢査し、此種の犯罪に就き身體上に變質徵候多く、知力感情平均を失し、憤怒し易く、自我心強く、性慾の異常多きものなりしことを判定せり。

我國に於ては、原胤昭氏は、既往二十年間に互り多數の犯罪人を親しく視察し、此等の者の中には尙ほ精神病者、中間者多く、殊に累犯者の中には確かに半氣違ひの者多きことを見たり。

尙ほメンケメルル氏は二百人の幼年犯罪者を檢し、其の六十八人即ち全數の殆んど三分の一は癡愚者にして、就中徳力の足らざる者多しと云ひ、又三宅博士及び池田學士は熊谷保護學校、浦和學園にて八十八人の保護兒童を檢し、其中先づ常人と思はるゝ者は僅かに一二、五%にして、之に反して變質者二〇、四%、癡愚者六四、七なりしことを證明

したり。

最近余は東京帝國大學の命により三宅博士と共に、姫路陸軍懲治隊に於て懲治卒の精神状態を検したる結果によるも、其の二十二%は癡愚者なることを見たり。

第二章 犯罪の病的動機 (Krankhafte

Beweggründe des Verbrechens)

病的動機

犯罪も亦人の行爲に他ならず、即ち動機に基く意思の發動なり。左れば精神上の意思機轉又は之に影響を及ぼす智力若くは感情界に於ける障礙は、病的動機 (Krankhafte Beweggründe) となりて、常態的意思行爲の發動を妨げ、或は行爲の決意選擇を不能ならしめ、或は全く衝動無目的の行爲に出でしむるが如き事あり。

茲に人の精神作用を分けて、智情意の三つとなす事を得。智とは外界の刺戟を知覺する作用を云ひ、即ち五官作用、領解、注意、思考、想像、記憶及び判斷等之に屬し、情とは喜怒哀樂の感情は勿論、又一般感情と唱へらるゝ疲勞、飢餓、疼痛、色情等も亦之に屬し、意とは慾望及び其れより起る動作即ち行爲等之に屬するものなり。而して此等智情意の作用は、

常態の精神生活に於ては分離して存するものにあらず、相提携して平衡を保ち、吾人の日常生活に於ける常態の精神活動を營むものなり。而して此等精神作用の全部又は一部に障礙起るや、茲に精神相互の平衡を失して精神の病的障礙著明となり、諸多の病的動機は湧出するに至る。

實に精神病者の犯罪は殆んど毎に此の病的動機に基因するものなり。余は最近東京府巢鴨病院に於て、其の在院患者四百十五人に就き、日常生活状態に於ける行爲を調査したるに、其二百五十三人即ち殆んど半数の者は病的危険的行爲即ち不敬の言をなす者、盜癖ある者、強奪又は強迫する者、詐偽の巧みなる者、殺人の意ある者、喧嘩毆打癖ある者、逃走の意あるもの、弄火癖ある者、衣具を破毀する者、猥褻の行爲ある者等なりし事を見たり。院内監督看護の下に於てすら尙ほ此の如き危険暴悪なる行爲を敢てするを以て見るも、此等の者が一朝病院を離れ、

社會上に生活するものと假定せば、社會の安寧秩序を紊亂する事は、實に甚大なる可きなり。

茲に於て精神作用の障礙に基きて現るゝ病的動機及び行爲の如何なるものが特に犯罪的傾向を有するものなるやを逐次論述せんとなす。

第一 幻覺(Hallucinationen)及び妄想(Wahnideen)

吾人の五官作用は特種の刺激に對し夫れ々々特種の反應を呈するものなり。即ち眼にて光を視、耳にて音を聞き、舌にて味を感じ、鼻にて臭を嗅ぎ、皮膚にて觸覺す、而して五官器又は五官中樞に病變ある時は、外部の刺激無きに感覺機能の興奮を來たし、實際無き物が見え、或は音の聞こえ、或は周圍の人物の實際と變つて見える等の事あり。斯くの如く實際外部の刺激の無くして物が見え若くは聞ゆる如き病的現象を幻覺(Hallucinationen)と云ひ、實際存在する人物、音響の變つて見え或は

錯覺

聞ゆる如きを錯覺 (Illusionen) と名く。

幻視

幻視 (Gesichtshallucinationen) に於ては、神佛の像、死人の顔、幽霊、化物、猛獸、強

錯視

盜等が見え、錯視 (Gesichtshallucinationen) に於ては、樹木が人に見え、妻子の寝顔

幻聽

が化物の顔に見ゆる等の事あり。

錯聽

幻聽 (Gehörshallucinationen) に於ては、多く悪口、罵詈、侮辱の聲が聞え、斯か

錯聽

る場合には、或は街道を歩行して居ながら誰云ふとなく聞え、或は家に

在りては壁を隔て又は天井、床下等より聞ゆる如きこと多し。而して其聞ゆる聲は多くは低聲にして耳語やくが如く聞え、又一人の聲の事もあり、多人數の聲の事も有り。錯聽 (Gehörshallucinationen) に於ては判然せざる音響或は話聲を聞きても何か其に意味のある如く聞え、又は車の轆る音、鼠の啼き聲、犬の遠吠、鶏の鳴き聲、字を書く時の筆の音なども人の話聲に聞え、或は自分の悪口罵詈を云ふ如く聞ゆる事あり。

其他臭覺に於ても、飯の中に毒の臭あり、或は死體、硫黃の臭等のする

内臓及運動官覺

事あり、或病者は便所に行く時は必らず中に酒精の臭がすると云へり。味覺に於ては不快なる毒性の味あり、食物、屍肉又は人糞の味をなす等の事あり、多くは臭覺の妄覺と合併す。又觸覺に於ては、搔痒の感、蟻、小蟲の這ふ感、針にて刺す如き感、或は熱感又は冷感をなす事あり、又女子にありては夜間男が來る。或は陰部に蛇が這込む等の感を抱く等の事あり。

尚ほ又以上述べたる五官の外、内臓官覺或は運動官覺に幻覺起る事あり、即ち胸腹腔内の臓器空虚になり、或は縮少せり、又反對に膨大したりと云ふ事あり、運動に於ては空中に飛躍する感あり、又自分の身體が廻轉するが如く感ずる事あり。

幻覺の一種として又自分が考へ惟ふ事が、其儘聲となりて聞ゆる如き事あり、斯かる幻覺を二重考慮 (Doppeldenken) 又は有聲考慮 (Gehörkenlaute werden) と名く。殊に讀書又は書字の場合に、其文章字句の其儘聞ゆる

二重考慮

事あるが如し。

反射性幻覺

此の外又他の五官刺激より反射的に幻覺の起ることあり。例へば猫の聲を聞きて猫を見、或は或る音又は臭を感じて或る種の色を見、人の話聲を聞きて自分の舌に感ずる等の事あるが如し。此の如き幻覺を反射性幻覺 (Reflexhallucination) と名く。

想像的幻覺

尙ほ茲に注意す可きは、或る觀念が殊に他の觀念よりも優越して活氣を帯び來たるが如き場合にありては、殆んど五官的に實際見え或は聞ゆるが如くに思はるゝとあり。此の如きは幻覺に酷似するものにして、之を想像的幻覺 (Einbildungshallucination) 或は精神的幻覺 (psychische H.) 或は疑似的幻覺 (pseudoh.) 或は又統覺的幻覺 (Apperceptionsh.) と名く。

尙ほ之れに似て、精神病者にありては多くは意識不明晰にして従つて刺激に對する理解判断不十分となるが爲めに、殊に感動亢進せる場合に於ては刺激に相當せる觀念起らず或種の觀念のみ非常に優勢の

領解錯誤

活氣を帯び來たり爲めに領解錯誤を來たすが如き事あり。此の如きを領解錯誤 (Apperceptionsh. u. Aufassungverfälschung) と名く。例へば戸外の風の音を惡魔變化の聲と聞き、汽笛の音を、愛兒の殺さるゝ悲鳴と聞くが如し。

睡眠時幻覺

幻覺は精神病に於ては屢々現はるゝ、病狀なりと雖、普通人にありても神經質の子供及び強度の衰弱あるが如き場合には幻覺來る事あり。例へば彼の水垢離の如きは斷食不眠等によりて身體精神を疲勞せしむる結果、幻覺を起し、爲めに或は不動尊が見え、觀世音が現はるゝ等の如き事あり。又就眠に際して幻覺起る事あり。之を睡眠時幻覺 (Hypnagogische H.) と名く、催眠術によりても亦幻覺を起す事を得。

次に精神病の種類中にありては、幻覺は殊に早發性癡呆に多し。殊に此の場合には幻聽多し。次に譫妄狀態殊に酒客譫妄、熱譫妄等にも來る、古加乙涅中毒に於ては殊に小蟲の蠢動するを幻視す。癲癇病の

謔妄にありは恐怖性の幻覺例へば血屍骸、火事等見え、又大砲の音、戦争の騷擾、悲鳴等聞こゆ。其他又躁鬱病、老耄病、歇私的里等にも屢々幻覺の來る事あり。又監獄に於て發生する精神病即ち所謂監獄精神病にも幻聽又は幻視多し。

幻覺の犯罪動機を爲す場合は實際多し。殊に當時の意識混濁及び感情興奮程度によりて一層幻覺の勢力(Macht d. Hallucination)は強大となりて判斷詮考の能力を缺き、直ちに幻覺に相應せる行爲に出でしむ。例へば普通の人にありては街路に於て、行人の「彼奴」と云ふ話聲を聞くも、別段意にも止めざるも精神病者になれば、意識感情等の障礙の爲めに、只其れ丈けの話聲を實際に聞き或は幻聽するも已に自分の上に關係せるが如く憶斷し、忽ち之に反應したる行爲に出づる場合多し。幻覺の中に就ては幻聽殊に罵詈謔妄、脅迫的の意味の幻聽は、感情行爲に最も劇烈なる反應を起さしめ、爲めに往々暴行傷害等の犯罪行爲に

犯罪的關係
幻覺の勢力

出でしむる事多し。實例として或る老耄病に罹れる男は物置に晝寢をなし居りし所甥の聲として、誰れかに苛められるが如く、叶はぬとの悲鳴聞えたれば驚きて飛び出で見廻せしに、恰度其處を通り合せたる某を、畢竟甥を苛めたる常人なりと判斷し、側に在り合せの丸太棒を執るより早く某を其の場に撲ち殺したり。又早發性癡呆に罹れる男は知人某の聲として「君の陰莖は小さい」との嘲聲聞え、且つ某が其事を新聞に出したる様に想ひ違へ、新聞社に赴きて問ひ合せなどしたる上、某を訪ひて二三押問答をなし憤激の結果、側に有り合せの刃物を執りて切り付け重傷を負はせたり。

妄想(Wahn)は判斷力の病的障礙に基きて起る信仰(Halbgl.)の錯誤なり、尤も普通の人にありても誤信(Irrthümer)又は迷信(Aberglauben)の如きは殆んど妄想に酷似すと雖も、此等は自から熟考し、又は他より其の反證を舉示する時は訂正し得るものなり。然るに妄想に至りては他よ

妄想
誤信
迷信

り如何なる反證を上げ、不合理を説くと雖も、確信して動かす事無く、自ら諸多の理由を付して其の誤謬ならざる事を主張するものなり。

妄想は多くは信仰より起るものなるも、又眞實の知覺或は妄覺より發生する場合もあり、此等の場合は一方又感情及び想像力の亢進ありて爲めに妄想的に曲解をなすに由るものなり、左れば些細なる出來事に對しても神妙不可思議の意味を付し、鳥の飛ぶを見ても神の仕業なりと想ひ、他人の咳嗽を聞きても自己に關係せるが如くに曲解す。左れば妄想は主として感情と密接の關係をなすものなるを以て妄想の起源は多くは自己に關係す自己の幸福安危に關する感念は一般に強烈なる感情を伴ひ、遂には妄想を起し易し。初めより自己に取りて冷淡不關性の妄想あることは稀なり。

一般に強劇なる感情は、普通の人にあつても随分知覺力、判斷力に影響を及ぼすものなるを以て、劇しき情緒を伴ふ出來事例へば災厄、敗

優勢觀念

妄想の發生

訴、妻の不義等の事實は強力なる觀念群を作り、著しく思考判斷の上に影響し、行爲をも左右するに至ることあり。彼の災厄に續きて神經症を將來し、敗訴が原因をなして好訴病を惹起するが如きは之が適例なり。或る例に於ては結婚後十三年目に、自分の妻に結婚前に於て或る情夫が有りし事を聞き知り、其れより頓に氣質異常を呈し妻に暴行を加へ虐待するに至れり。此の如く殊に強き感情を伴ふ觀念にして、而かも思考行爲の上に迄も影響をなす觀念を優勢觀念 (Ueberwertige Idee) と名く。

妄想の發生は勿論精神状態の全體に亘れる障礙に起因するものなりと雖、殊に妄想の發生を容易ならしむる要件の存する場合あり、其は第一、感情に大に關係す、恐怖、落膽、憤怒、悲觀等の強遠なる感動興奮ある時は其れに關連して遂に妄想を形成するに至る。第二、意識渾濁ある場合には妄想一層起り易し。諸多の謔妄状態に於て妄想の發生する

こと多きは其の理なり。畢竟意識涸濁あるが爲めに妄想的念慮を自覺し之を訂正すると不能となるに由る。尙ほ又譫妄状態にありては活潑なる妄覺若くは想像力の亢進等あるが爲めに一層容易に妄想を形成す。第三、精神薄弱も亦妄想を發生する要件の一をなすものなり。例へば麻痺性癡呆、老耄病、早發性癡呆等にありては、特に感情亢進、意識涸濁の著明ならざるにも拘はらず妄想の發生する事多く、而かも一見其の妄想形成の態様互に酷似せるものあるを以て見るも妄想の形成は此等の疾病に特有なる精神薄弱に起因するものなるが如し。殊に感情の興奮ある場合に於て然り。要するに以上述べたる如き要件は、皆判斷力を不能若くは減弱ならしめ、爲めに初めは失意或は恐怖等の感情に伴なひて起れる諸多の想像觀念は、遂に牢固不拔の妄想と變形し終れるものなり。

妄想の種類

妄想には種類多し、或は自分は神である、天皇である、人格が高い、巨萬

誇大妄想

の財産がある、學識に富む、高貴の血統である、大發明を成した等の事を想ふ、此の如き妄想を誇大妄想 (GröÙwahne) と名く。而して誇大妄想の内容は本人の智慧の良不良によつて多少其趣を異にす。例へば偏執病の如き場合に於ては叡智比較的良好なるを以て妄想も亦多少理に適ひ、度を越えざるもの多し。之に反して麻痺性癡呆の如き精神薄弱の著明なる場合にありては妄想も亦自ら矛盾、不合理、不可能の事多し。或は人が自分を迫害する、咒ふ、毒を飲ませる、遠方から電氣を掛ける、強姦せらる等の妄想もあり。之を被害妄想 (Beinträchtigungswahne) と云ふ。此場合は多くは被害的の幻聴、毒藥の幻味、電氣に觸る、幻覺等ありて、其れより妄想の起れる場合多し。又之に似て嫉妬妄想 (Eifersuchtwahne) に於ては、己が妻に密夫あり、夫に情婦ありと想ふ。或る病者は、自分の夫三十歳許にして近隣の六十餘歳の老婆と密通せりとの妄想を抱けり。又甚だしき例に於ては妻と父親と、或は實の兄弟同志相通じ居る

被害妄想

嫉妬妄想

好訴病者

等の妄想を抱く場合あり。尙ほ同時に妄覺存し、或は密會の話を幻聽し、或は現場を幻視するが如き場合に於ては、一層其の妄想は強固不拔となる。或は又自分の権利が侵害せらるゝといふ妄想を抱きて、他くまでも自分の権利を主張して訴訟を續くる者あり。此の如きを好訴病者(Querulant)と名く。

罪業妄想

或は自分は前世又は現世に於て悪事重罪を犯したり、罪責深く天罰を被らざる可らず等の如き妄想ありて之を罪業妄想(Verschuldungswahn)といふ。

貧困妄想

其他尙ほ妄想には、貧乏で金も物も無し、薬價を拂ひ得ず、借金で首が廻らぬ、米代が拂へぬとして絶食し、飯を食ふ價が無いとして食事を取らざる如き場合、貧困妄想或は身體に病氣がある、段々瘡せる、精神病に罹つた(心氣妄想)、自分の罪惡の爲めに、我に關する諸物は破滅して、家族親戚は固より、世の有形無形のものまで皆滅亡して仕舞つた(虚無妄想)、周圍

虚無妄想

心氣妄想

關係妄想
變化妄想
憑依妄想
犯罪的關係

が從來とは變つて來た、人も物も皆自分に對して舊態で無い、何の關係もない事も自分の爲めに此の如くなつたもので世の中は皆自分を目的として動いて居る、他人の一舉一動が氣に懸り新聞記事等も何か自分の事に關係して居る様に想ふ(關係妄想)、或は男が女になり女は男になつた様に想ふ(變化妄想)、自分に狐や生靈が憑いて居ると信ずる(憑依妄想)等の妄想あり。

妄想の犯罪的動機をなす場合は多く殊に誇大妄想よりは自分は天皇、皇后、皇太子なり或は高貴の寵を受けて居る者なり等の事を云ひ不敬に係る罪を犯す。被害妄想よりは他より迫害せらると思ふ爲めに却つて我より敵視する人に突然危害を加へるが如き事あり。罪業妄想よりは厭世悲感となりて遂に自殺若くは家族を慘殺するが如き事あり。又嫉怨妄想よりは貞節の妻を殺害し好訴病の爲めに些細なる事件にも全力を盡して訴訟の勝敗を争ひ之が爲めに家財の全部を

蕩盡するに至るも尙ほ止めざる者あり。甚だしきは上訴又上告遂に直訴を企つるが如き事あり。

實例に就きて見るに某鬱愛病者は『此の様に商買に失敗したのも、皆自分が前生に大罪があつた報ひで、自分は如何しても監獄に行かねばならぬ』と云ふ罪業妄想發生し、自分が監獄に行くに就ては小供等の後に残ると可哀想なりと思ひ他愛も無く遊び居りたる二人の小供を薪割にて切り付け、驚いて制止せんとせる妻及び近所の者に迄も重軽傷を負はせたり。

又某痲痺性癡呆者は、妻帯して十年餘も夫婦仲睦じかりしが、遽かに妻に情夫がある、來る番頭の誰れ彼れの別なく組付くと云ひ出し、密夫の姿を見た、密會の話聲が聞ゆるなどの幻覺起り、夫婦喧嘩の絶間も無かりしが、遂に剃刀にて妻に切り付け、次ぎて自殺せんとして我れと我が咽喉を掻き切りたるも死に切れずして人に障へらる。

又某女偏執病者は夫婦となりて十三年目に及び、夫と隣家の老婆と關係ありと云ひ出し、夫及び其老婆に對し亂暴狼籍を極め、或は隣人某を媒介者なりと思ひ、恨みの餘り其家に放火し、遂に其老婆を山中に追跡して絞殺したり。

又某好訴病者、學校教員にして文久二年九月生なり。其父六十六歳にて腦溢血にて死亡せる外遺傳の見る可きものなし。酒に弱はく、精神過敏、氣質堅忍、執拗、依附なり。十一歳母に死に別れ、繼母に養はる。學業師範學校卒業、諸所の學校に轉任す。明治四十年頃酒屋を營みしも自ら店に頓着せず、妻に任せ、却りて損耗を招き家財を蕩盡し、之れが爲め妻を告訴し處刑に至らしめしが如き事ありたり。交際を餘り好まざる方なり。酒は二十五六歳より每晚一合五勺位を傾けしも、四十歳位よりは神經衰弱の爲めに全く禁酒せり。明治三十九年六月精神異常者として休職を命ぜられたるを、不當處分なりとして、時の縣知事

郡長、郡書記、村長等を相手取りて争ひ、文部大臣に陳狀書を提出したるも何等回答なきにより、貴衆兩議院に哀訴をなしたる上、更に裁判所、控訴院、大審院へ上訴に及びしも受理されず、司法大臣及び宮内大臣に上申し、遂に畏くも、上奏に及び捕へられたり、今患者の懐中せる上奏文を左に掲ぐ。

草莽ノ臣銀〇郎

誠恐誠惶頓首頓首

謹テ上奏シ奉ル昨明治四十一年四月七日以來〇〇縣知事深〇一
〇外一名ニ對スル業務妨害罪及殺人罪并ニ損害要償事件同深〇
一〇外九名ニ對スル日本赤十字社醸金費消事件同深〇一〇ニ對
スル年功加俸會計法違犯事件同深〇一〇外四名ニ對スル俸給金
窃盜事件同深〇一〇外六名ニ對スル俸給金窃盜事件并ニ旅費日
當會計法違犯事件等ニ就キ〇〇〇地方裁判所并ニ同〇〇支部ヲ

始メ〇〇〇控訴院大審院ニ至ルマデ告訴ニ及ヒシモ輒チ司法官
ニ於テ一種ノ情實ニ制セラレテ起訴ヲナサス因テ司法大臣子爵
〇部〇職ニ對シテ嘆願ニ及ヒシモ亦情實ヲ酌ミ起訴ヲナサス遂
ニ陰蔽ノ裡ニ没却セリ謹テ惟レハ新刑法ハ嚮ニ帝國議會ニ於テ
協贊ヲ經タルモノニシテ臣民ノ身命ノ據リテ繫ル所ノモノタリ
既ニ昨年十月一日ヨリ實施セラレシモ位ノ貴賤官ノ高卑ニ因テ
異同アルヘカラス苟モ立憲政體ノ臣民ニシテ訴訟上冤枉ノ患ア
ルベケンヤ然ルニ此ノ如ク地方裁判所ヲ始メ内閣ニ至ルマテ一
種ノ情實ニ據リ臣民ノ願意ヲ壅塞シ法網ヲ枉ケ憲政ヲ破リ下ハ
國民ノ信用ヲ失ヒ上ハ陛下ノ聖旨ニ背ケリ伏シテ恭シク惟レハ
我輩聖文武ナル今上皇帝陛下ハ夙ニ皇統ヲ紹繼シ大政ヲ總攬ア
ラセサセラレタルカ深ク戦後ノ状態ヲ顧ミサセラレ昨年十月十
三日畏クモ優渥ナル大詔煥發アラセサセラレ庶政益々更張ヲ要
第二章 犯罪の病的動機

セサセラルルコトナレハ政府ノ臣僚タルモノ宜シク忠實ヲ服スヘキハ言ヲ待タサル所ナリ然ルニ臣銀○郎ノ訴訟上ニ於ケル陰蔽事件數回ナルノミナラス行政上ニ於ケル願書拒絶事件モ亦少カラス是レヲ以テ本年三月廿五日諭旨ヲ伺ヒ奉ルタメニ宮内大臣伯爵田○光○ノ下マテ書類ヲ捧呈シ置キシモ九重雲深クシテ未タ上聞ニ達セシヤ否ヲ知ラス臣銀○郎今ヤ願意壅塞セラレテ進退處ヲ失ヒ此ノ身ヲ置クニ由ナシ伏シテ願クハ聖鑒ヲ賜ヒ勅裁ヲ與ヘサセラレンコトヲ臣銀○郎妄ニ尊嚴ヲ冒シ恐懼措ク所ヲ知ラス誠恐誠惶頓首頓首謹テ上奏シ奉ル

○縣中島郡朝○村大字上○江百九十八番平民

明治四十○年六月一日

臣銀○郎

今上皇帝陛下

第二 意識障礙 (Bewusstseinsstörung)

吾人の日常生活に於ける精神即ち知情意の作用を營むは皆鮮明なる意識存するに因る。若し夫れ意識にして溷濁ある時は精神作用は一般に鈍くなり、外界の事物を正しく領會し又注意を傾注すること不能となり、考慮の進行を妨げられ、甚しきに於ては錯亂紛糾して、全く不得要領となる。又判斷に誤謬多く記憶は不良となりて新舊の事實の全部或は一部を忘却し、或は全く經驗せぬ事をもせる如くに想ひ誤り、荒誕無稽の虚談を敢てする事あり。情緒は刺戟に應じて正しく起らず、又行爲は衝動無目的となる。斯くして意識溷濁ある場合には、精神茫乎となり、恰度眠より醒めたる時の如くに、外圍の認識は不確實にして、今日は何年何月何日なるかを知らず、自分の現在居る場所は何處にして、周圍の人々の誰なるかも判らざるに至る。即ち無指南力(1)の

無指南力

無意識状態

事も多きは既に前述せる所なり。

意識混濁

單に意識混濁と云ふも濃淡の程度あり。全然無意識状態(Bewusstlosigkeit)即ち睡眠中又は昏睡状態の如きものより嗜眠又は昏惰と名くる極めて軽度の意識混濁(Demensschwäche)に至る間、種々の階級程度を爲す。而して犯罪行為が全然無意識状態に於て行はるゝ場合は稀れにして却つて軽度の意識混濁ある場合に於て多し。而して意識混濁は諸多の精神病に起る所なるも、殊に主要なる場合は癲癇及び歇私的里に來たる朦朧状態(Daemmerzustand)なり。其他尙ほ睡眠時、催眠術、酩酊譫妄、感動、月経時及び分娩時等にも來る。

朦朧状態

癲癇朦朧状態

一、癲癇及び歇私的里の朦朧状態、癲癇には屢々一時的に意識障礙即ち朦朧状態の起るとあり。其間意識は混濁して眠より醒めたる時の如く、精神は恰かも暮色靄然たる時の状を呈するものなり。而して

この朦朧状態は身體的痙攣發作の前(アウラ)或は後ちに起り、或は又痙攣發作とは全く獨立して起る事もあり、其症狀も亦諸多にして、或は幻覺起りて火災を視、又神佛、妖怪等を視る等のことあり。意想混亂して、時、場所、周圍を正しく指南せず、感情多くは苦悶刺戟性となりて、運動或は抑制し、或は興奮して、跳躍、脱衣、猥褻等無意味無目的の行為をなす事多し。

癲癇性昏迷

今朦朧状態を臨牀上次の種類に分別することを得。即ち癲癇性昏迷(Epileptischer Stupor)に於ては、行為は外見整頓を有する事ありて、作業、飲食、談話等は一通りなし得るも、凡て夢の如くにして明白なる理解無し。多くは恐怖性の妄覺あり。重篤なる場合には無言となり、食を拒み、全く外界の刺戟に感應せず。苦悶性譫妄(Aengstliches Delirium)にありては、黒衣の人、赤色の物品、血、屍體、火災等の幻視あり。深き心痛苦悶を伴ひ、又恐怖被害性の妄想起る。惡魔、妖怪、野獸等に襲はる、己れを銃殺せ

苦悶性譫妄

明悟性譫妄

んとする、礫にされる、火焙りにさるゝ等の事を想ひ、従つて苦悶性若くは忿怒性の興奮起りて暴行殺傷を爲すに至る。明悟性譫妄 (Bewusstseins Delirium) にありては意識障礙の程度淺く、外見明思良悟の存するが如くなるも、實際は外界の領解頗ぶる劇しく障礙せられ、妄覺及び妄想の存する事あり、簡單なる間に對しては大抵正當に答へ得るも、全體に舉動は茫乎として指南力も明確ならず、感情刺戟性にして暴行無目的の行爲多し。尙ほ又夢中遊行症 (Nachtwandern od. Somnambulismus) と名くるもの即ち夜中寢褥を起き出で、戸内戸外を徘徊し、或は可なり複雑せる夢中行爲をなす場合あり。尙ほ注意す可きは癲癇患者は酒に對する抵抗力著しく減弱し、僅少の飲酒も深かき酩酊を來たし、強劇なる意識混濁を起すが如き事多し。

犯罪的關係

朦朧狀態中に於て犯罪行爲を爲す事は多し。即ち窃盜、放火、詐僞、家宅侵入、脱獄、暴行、殺人、猥褻等なり。殊に苦悶性譫妄ある場合は妻子家

夢中遊行症

人を殺害するが如き殘忍なる行爲に出づ。明悟性譫妄又は軽度の朦朧狀態にありては、行爲の秩序比較的整然たる場合多く、一見意識明晰なるが如く觀ゆるを以て、法醫學上一層重要なりとせらる。

某癲癇病者は成年期より頭痛眩暈を患ひ、又時々失神狀態になる事あり。尙ほ時々身體に極めて軽度の搐搦様の發作起り、生來酒を嗜み二十歳頃は暴飲せり。三十歳より酒量は大に減ぜるも、年二回位は、突然、氣分鬱ぎ胸中苦悶を生じて、頻りに酒を飲み度くなり、外出癖となり、感情刺戟忿怒し易く、平素温順なる性質は一變して手にも付かざる暴漢となるを常とせり。其期間は、大抵一二月續き、後は夢より覺めたる如くに沈靜す。其間に於て酒代に窮し、前後十數回の官林盜伐を犯せり。又某癲癇病者は朦朧狀態發作中何等の動機も無く、豫て懸念なる隣家及び我家に放火し全焼に至らしめ、後にて非行を痛く悔悟し居れり。

朦朧状態は短かきは一過性に一二時間続き、長きは一週より稀れには數週數ヶ月続く事あり。彼の有名の實例にして佛國の某商人は旅行中、不圖朦朧状態に襲はれ、目的地に行かず方角違ひの汽車切符を求め乗車して其地に到着し、旅館に泊り、數十日の後ちに初めて我れに復れりと云ふ。

尙ほ注意す可きは朦朧状態より覺めたる後は、多くは其間の事に關して追想(Enlucement)缺如する事なり。或は極めて缺漏性に覺え居る事もあり。或は間違つて覺え居ることもあり、肝心なる事は忘れて、必要なる枝葉に互れる事を覺え居るが如きもあり、又其直後には能く追想する事を得るも後に至りて追想不能となる事もあり。又逆に發作以前の事迄も忘れ居るが如き事もあり此等は皆佯病ならざるやを疑はしむるを以て注意す可き事に屬す。

次に歇私的里に於ける朦朧状態も亦大體に於て癲癇の場合に酷似

追想

歇私的里性
朦朧状態

す。而して此の場合に於ては機嫌一層轉換し易く、感動は活潑にして想像力亢進し、又非常に推感性に富み、疾病の被影響性ある如きは特徴なり。感覺機能に於ては痛覺の鈍麻及び脱失、若くは反對に過敏となる事もあり、妄覺も亦癲癇と同様に於て殊に色情のもの多し。觀念聯合は癲癇に比して障礙輕さも、一般に觀念界は狭少となりて往々指南力を喪失するが如き事あり、妄想も亦起る事あり。尙ほ注意すべきは幻覺妄想が暗示によりて影響さるゝ事なり。行爲は感動を伴なひたる演劇的のもの多く、又暗示によりて影響され易し。然りと雖實際に當りては癲癇と歇私的里の朦朧状態を鑑別するは至難の問題にして、他の臨牀上の症狀を待つて初めて之を確定することを得。只大體に於て、癲癇にありては劇しき苦悶發作比較的多く、感情刺戟性にして躁暴行爲多きも、歇私的里の方に於ては行爲は寧ろ演劇的にして遑甚なる暴行少なし。又機嫌轉換性にして、暗示性に富む又精神薄弱の程度

も癲癇に比し軽度なりと云はる。

歇私的里の朦朧状態も亦身體の痙攣發作に伴ふて起る事あり。又然らざる事あり。其種類としては尙ほ癲癇の場合の如く、夢中遊行症の形にて現はるゝ事ありて、夜中跳ね起きて夢中に窃盜、放火、殺人等をなし、又夥しく幻覺起り、眼前に仇敵を見、一帯の火炎を見る等の事ありて、錯亂興奮状態となり暴行等に出づる事あり。又注意す可きは歇私的里性の女子にありては月經時又は分娩時に於て殊に朦朧状態に陥入り窃盜或は嬰兒殺等の兇行を演出する事甚だ多き等なり。追想は癲癇と同様、漠然たる事多し。

歇私的里性朦朧状態中にも亦犯罪多し。其主なるものは、窃盜、放火、殊に婦人の萬引、自殺、嬰兒殺、詐僞、誣告、殊に被強姦の訴等之なり。殊に誣告は其の特徴として實に些細の事に互り眞實らしく陳述す。甚だしき場合にありては自ら其の身體を傷けて迄も眞實と見せ掛けんと

する者あり。

某婦人は夫は窃盜罪を犯して逃走行方不明となり、自分は妊娠の身にて實兄の許に厄介となり居る中、歇私的里増悪して、盜人の兒を生むを慚ぢ、心痛に惱める間に朦朧状態に襲はれ、夢中になりて一丁餘も距る裏畑の井戸に行き何時の間にか分娩し、其赤兒を前掛に包み井戸中に投げ込み家に歸へり、暫くして本心に復り、初めて己が兇行を知る。又某女の如きは或る會社員と私通し夫婦となれるも、爾後情意投合せず、夫婦別れ話しとなりしも、當一歳の小供一人ありて之れを人手に掛くる事を苦にして居る中、遂に小刀を以て小供の咽喉を刺して殺害し、自分は縊死を企てしも果さず、夢中になりて家を出で、蠣殻町より汽船にて銚子に行き投身せんとして宿屋に泊まり居る所を捕へらる。兇行に就きては殆んど覺えなし。

二、睡眠障礙 睡眠障礙にて注意す可きものは、第一夢中遊行なり。

殊に癲癇歇私的里に多きことは前臚腺状態の條下に述べたる如し。随分複雑且つ目的に適へる行爲をなす事あり。而して其間の事は多くは追想無く、或は夢の如くに漠然と覺え居る事あり。毎夜時刻を同じくして發作するが如き事あり。

次ぎは睡後酩酊様状態(Schlaftrunkenheit)と名くる症状なり。之は睡眠より覺醒する時に、意識が迅速に且つ充分に鮮明に恢復せずして、夢觀念残り或は又妄覺起る等の爲めに一時の酩酊錯亂状態を惹起するを云ふものなり。之は神經質者、若年者に多く又精神身體の疲憊、久しき不眠、酒精過飲、過食、寢室の過温等は其の原因をなし、又惡夢苦夢より起るが如きもあり、又急に睡眠より起さるゝ時に來る事もあり、此の状態に於ては傍人を錯認して暴行傷害を加へ、又急突目覺めて人を強盜又は加害者と妄認して危害をなすが如き事あり。

三、催眠術(Hypnose) 催眠術に由る意識溷濁に於ては猥褻的被害の

睡後酩酊様
状態

催眠術

酩酊

誣告最も多し。或る婦人の如きは催眠術によりて色情性の妄想を起し、催眠術者を戀慕するに至りし實例ありたり。

四、酩酊(Krautz) 泥酔の場合にも、亦意識が溷濁乃至無意識になることは普く知らるゝ事實なり。又癲癇、臆躁、變質者及び其他精神病的素質ある者には、著しく酒に對する抵抗力減弱して、僅少の酒にも非常なる酩酊を起し、強度の意識溷濁ありて錯亂躁暴を極むるが如き事あり。此の如きを病的酩酊(Pathologischer Krautz)と名く。斯くて衝動的暴行、猥褻、強姦、放火等の行爲をなす。之に類して渴酒病(Dipsomanie)と名くるものは、發作性に不快感迫まり來り、酒を飲みたくなりて、一旦盃を手にするや、痛飲殆んど止むを知らず、諸所の酒舖を漁り行き、囊中金の有らん限り飲み盡して、一定期間の後夢より醒めたるが如くになりて前非を悔ゆ。此の發作時に於て往々傷害放火をなし、又酒の財を得ん爲めに強竊盜或は山林盜伐等を犯す事多し。某男は大酒家、醉へば癖惡

病的酩酊
渴酒病

しく毎に人に迷惑を掛くるを常とせしが、終に某日夜焼酎を多く飲み、夫婦喧嘩をなし、寝に就き、夜半に起き出で、出刃刀を持ち出し、熟睡せる妻及び娘を惨殺し、家に放火せんとし、取り押へんとして相前後して來れる近隣の者都合六人に重軽傷を負はせ、而かも後になりて全く當時の記憶無しと答ふ。

譫妄

五、譫妄(Delirium) 譫妄とは妄覺錯覺を有する錯亂状態にして諸種の傳染病の發熱時又は衰弱虚脱状態に屢々來る、譫妄に於ても亦意識濁濁を來すことありて殊に恐怖性の幻覺、興奮等ある場合には、暴行傷害等の行爲に出づる場合多し。

感動

六、感動(Ganthsbewegung) 感動の劇げしき時は常人にても多少意識の濁濁する事あり。思慮分別ある人にてても感激に驅られて、我にもあらぬ傷害、殺人等の兇行を演出する事は日常多き現象なり。殊にそれが精神病者及び變質者等に見る病的感動(Pathologischer Affect) となれば其

病的感動

の原因瑣細なるにも關せず、感動異常に烈しく且つ長く持續し、意識の濁濁は一層強く従つて危険行爲多し。殊に憤怒、苦悶、感動に於て然りとす。

月經及分娩

七、月經及分娩(Mens und Geburt) 殊に歇私的里、精神病性格の者にありては月經時分娩時に於て往々精神振盪せられて均等を失ひ、著明の意識朦朧を呈する事多く、従つて萬引、嬰兒殺等の犯罪をなすことあり。

第三 精神薄弱(Schwachsinn)及び悖德(Moralischer Defect)

叡智(Intelligenz)は各人の素質境遇及び教育等の關係に従ひ一樣ならず、夫れ一識り居る事柄に多少及び高下あり。例へば農夫と商人とは職業上の智識各異なり、軍人と醫者とは學問上の智識各相違す。普通智識とても學校教育を受けたる者と否らざる者とは著しく差別あり。

叡智

り。又同じ境遇の下に同じ教育を受けたりとも天性叡智の優れる者もあれば之れに反して又劣れる者もあり。然れ共其の境遇により又教育の程度により普通の人に於ては、一般社會生活上に必要缺く可らざる程度の智識は有す可き筈にして、農夫は禽獸、木材、作物、地面の測量、農事に關する年中行事等は少く共知る可く商人にありては重量、升目、尺度、算盤勘定、利息、曆日等の事は知る可し。又學校教育の程度によりて其れに應ずる地理、歴史の智識ある可く無學の者に人皇第一代は誰か國會とは何か慈善とは如何を聞くも知らざるが當然にして、斯様な者には其れに應じて日本一の都、日本一の高山、貨幣の種類、居村附近の山河名勝、日露戦争の年代名將等を尋ねれば、普通の智識さへあれば之れに答へ得べし。左れば叡智の廣狹多少を検するにはよく初めに當りて其の境遇教育の程度を調べたる上、其れに適へる問題を選びて試験せざる可らず。

先天性精神
薄弱或は白
癡

後天性薄弱
或は癡呆

癡愚

今普通誰人も有す可き智識の生れ乍らに又或は小兒期の腦病、外傷の爲めに發育制止し、身體は發育するも智恵は依然一二歳より七八歳迄の幼兒の儘に止まるものあり。之を先天性精神薄弱 (Angeborener Schwachsin) と名け、白癡、癡愚之に屬す。其他尙ほ叡智薄弱は色々の精神病殊に、痲痺性癡呆、癲癇早發性癡呆、慢性中酒病、老耄病等の如き後天性精神薄弱 (Erworbener Schwachsin od. Demenz) にも來る事多し。

今次に叡智薄弱の著明なる實例二三を擧ぐ。

例一、癡愚者、四十歳男、農、幼より智力劣等、漸く尋常四年迄修業せるも落第多し。實母の強情を恨みて實家に放火す。

平假名は讀むも片假名を知らず、

數は一より七十位迄漸く算へ得、

一週の各曜日を問ふも知らず、又一日中の時間を知らず、

日本の大都市を問へば僅かに『東京、横濱』と答ふ

日本の高山を問へば『富士山』のみを答へ

其他日本の川名名勝古跡英雄豪傑等一として知らず、

鳥類家畜にては只『山鳥雀鳥燕類白目白鳩牛猫』を知る、

樹木作物にては『松杉麥粟米薩摩芋』を知る、

斤量升目では貫百目斗升合を知るも匁勺を知らず、

貨幣の種類を『銀貨紙青錢唐金』と答ふ、

放火を何と考ふやを問へば『放火ハ悪ルイ事デス、私ハ不圖氣ガ違ツテ飛ダ事ヲ仕マシタ』と答ふ、

如何にして父母に恩を報ゆるやと問へば『親子ガ睦ジクスル事デス、私ハ悪ルイ事ヲ仕マシタ』と答ふ、

君に對しては如何と問へば『親ト同様從ハネバナラヌ』と答へ、名譽とは如何と問へば『能ク聞キマヌガ、私ハ知リマセン』と答ふ、

計算勘定も不良にして、簡單なる加算を正答するのみ、今試に二十錢銀貨一個、十錢銀貨三個、五錢白銅貨二個、二錢銅貨一個を混ぜて幾らかと問へば、五分時も色々に勘定して『六十一錢』(不正)と間違へて答ふ、又一錢の菓子七個を買へば幾らかと問ふに『七錢』と答ふるに約二分時間を要す、

一厘錢を示すと、『之ハ二十カネ』と云ひ、又『宅ニ居ル時モ、私ハヨク勘定ヲ間違ヒマスカラ、後カラ取りニ行ク様ナ事ガ度々アリマシタ』と辯解す、

例二、癲癇、三十二歳男、八百屋、尋常小學校卒業、落第多し、朦朧状態發作中自宅に放火す、

『是ろは中途迄漸く暗誦して其後は云はず、アイウエオを『分リマセン』と斷り、

一年中毎月の日數に就きても『三十日モ三十一日モアルガ、ヨク

判ラン』と答へ、一日は何時間あるかと問ふに『十六時間デス』と答へ、一週の名曜日の名稱は更に答へ得ず、鳥獸樹木、作物、金屬の名は比較的能く知り居りて之を列擧し得るも、日本の大都市は『東京』の外答へ得ず、日本の高山として『富士山』を擧げ、日本の大川に就きては『知リマセン、此邊デハ多摩川デス』と答へ、

日本古來の偉人、日露戦争にて有名なる大將を知らず、貨幣に金銀銅あるを知れ共、白銅を示すに銀なりと稱す、重量に、貫、目、匁、分あるを辨へ、升目に石、斗、升、合、勺を辨ふ、窃盜放火を『善クナイ事ト思ヒマス』と云ひ、父母に對して盡す可き事を聴くも黙して答へず、忠義、名譽等の意義を辨へず、

計算勘定も、簡單なる加減算に限り正しく答ふ、五十一より十六、六十二より十九を減ずるは、已に計算し得ず、

例三、癡愚、二十歳男、學校教育を受けず、人々の騒ぐを面白しとて放火す、

「いろは」を知らず、アイウエオも讀めず、數は一より算へて五十以上になれば間違多く、又百を知らず、一年の日數、一ヶ月の日數、一日の時間等を知らず、日本古來の英雄豪傑の名一人も知らず、只『石川五右衛門』と答ふ、

日本の大都市にては、東京を知り、高山を富士山、御嶽山と云ひ、大川を玉川、天龍川と答ふ、紫の色を知らず、六角八角を畫き得ず、

東西南北を知らず、

茶碗とコップの區別を、『茶碗ハ瀬戸物、コップハガラス』と答へ、牛と馬とは『牛ハ角ガアル』と答へ、人形と小兒とは『人形ハ土デ拵エタモノ、小供ハお母サンガ産ンダモノ』と答ふ、

鳥魚の名は可なり知るも、鳥魚とは如何なるものかは答へ得ず、物を盗むは何故悪しきやと問へば『赤イ着物ヲ着タリナニカスルカラ』と答ふ、

又『私ハ如何ウシテモ善クハナリマセンカラ、放ツテ置イテ下サイ、善イ事ヲシテ苦シムヨリカ、悪ルイ事ヲシテ樂ミヲシタ方ガ宜イ、日比谷公園アタリエ出テ、悪ルイ事ヲシテ甘イモノヲ食ベル、鳥籠見タイナ所エ入ラレテ、動物園ノ獅々ノ様ニ、一ツ所ヲグルグル廻ハルノハイヤデ堪ラナイ』と云ふ、

人の物を盗めば人が困るとも氣の毒とも思はぬかと問へば、『ド

ウセ、貧乏ナ人ノ物ハ盗ミマセン』と答へ、貧乏で無くも物を盗むは悪るいと思はぬかと問ふに『思ヒマセン』と答ふ、

以上の實例に依りて見る如く、白癡癡愚等の精神薄弱者に於ては、睿智淺薄なるのみならず、一般に記憶力、判斷力鈍く、高等道義的の觀念及び感情は缺漏し、行爲及び其の結果に對する熟慮詮考不十分となり、是非の辨別心に乏しく、之が爲めに斯かる者には一層不良悖德の行爲多し、即ち彼の從來悖德狂と名けられたるもの、中には全く此の者の屬し居りしなり。

悖德狂

悖德狂 (Moral Insanity) の名は西曆千八百三十五年英國のリチャード

氏初めて唱へ、今や倫理學者及び法律學者等の間には普く熟知せらるる名稱なり。即ち悖德狂なるものは、一つの獨立せる疾病にして、精神の中にも智力は良くて、只德義感情のみ悪しく、爲めに不良悖德の行爲をなし、斯る者は、其の特徴として、是非の判斷力悪しく、好んで虚言

を弄し、父母同胞に對する敬愛の念に乏しく、博愛、同情、義務等の高尚なる情操無く、自我心強く、虛榮心に富むと云ふ。然れども現今に至りては、斯く徳力のみ缺陷するもの即ち所謂悖德狂なる者は無く、之は全く白癡、癡愚、癲癩、早發性癡呆、痲痺性癡呆、躁鬱病、老耄病、中酒病、變質者等の精神薄弱若くは異常氣質に基く悖德的の症候を云ひしものなりとせらるゝに至れり。實際癡愚者及び變質者には殊に道義感情の發達不

生來犯罪者

充分なるが爲めに、不良悖德の行爲多き事は明かなる事實なり。之れと同じく彼のロンブローゾー氏の唱へたる生來犯罪者 (Solobrenner Verbrecher) なるもの、即ち宿命的に犯罪性質を有し居る者ありて、其生涯を通じて悍猛奸惡なる犯罪を累ね、身體殊に頭蓋、顔面等に著しき特徴ありとせられたる者も、矢張り現今に於ては癡愚者、變質者の悖德性の者を云ひしに他ならずして、特に生來犯罪者なる一定型の存在認められず。

犯罪關係

叡智薄弱及び悖德に基く犯罪は放火、竊盜等の如き單純にして、餘りに企圖策略を要せざる犯罪多し。放火は殊に多く、白癡にして前後通じて三十回も放火を累ねたる例あり。而して其動機は愚昧淺薄寧ろ笑ふ可きもの多く、火を付ける時は群集騒ぎ出して、多數の灯燈賑やかに見ゆ、鎮火後に御馳走の酒が出る、或は單に兒的好奇心に驅らるゝ等動機となる場合多し。又白癡、癡愚に於ては思慮淺く、判斷乏しきが爲めに、極めて他人より挑唆され易く、煽動せられて、僅かの私慾の爲めに放火、強盜、殺人、火藥爆發、汽車顛覆等の兇行をなすことあり。甚だしき實例に就きて見れば某女の如きは一日主家より暇を取りて、淺草公園に遊びに行き、見知らぬ男と懇意となりて終に其夜觀音堂に露宿して情を通じ、翌日になりて兩人他國に駆落せんと思ひしも、互に持合せ金無き所より、其男は女に向ひ今迄奉公して居た主家へ強盜に入りて金を奪ひ來れと教唆し、女も其の意に隨ひ、玩具の洋劍を携へて、其の家に

押入り金五圓を強奪す。又當十歳の某不良兒は某夜惡漢の爲めに噓かされ僅か二錢銅貨一個を貰ひて、本郷區春木町の漬物屋の物置に放火し、終に全焼千〇五十五戸、半焼四十一戸、焼死二人の大慘劇を演出したり。

第四 病的感動 (Krankhafte Gemüthsbewegungen)

感情

吾人の感情(Gefühl)は外部刺激に反應して快或は不快の情を起すものなり。即ち喜の感情は快感にして悲の感情は不快の感情なり。尙ほウント氏は感情は快と不快の他に興奮と鎮靜、緊張と弛緩の感情の互に相反せる方向を有し、同じ快感も春の花に對しては興奮を伴ない、秋の月に對しては鎮靜を伴なふが如き相違ありと云ひ、又恐怖は緊張性の不快感情にして憤怒は興奮性の不快感情なりと云へり。従つて身體的にも呼吸脈膊、血壓等に著しく興奮緊張を伴なふものと否らざるものとありと云へり。

気分、情緒

而して吾人の日常生活に於ては此等の感情は互に複合して現はれ、気分(Stimmung)となり、又情緒(Gemüthsart)となる。

感情の障礙は精神作用の中にも、最も著明に現はるゝものなり。然れども感情は人々によりて一様ならず、同じ事に對しても感情の起り方は各人異なれり。又同一人にては時によりて甚だ相異す。されば其他の理解力の如き精神作用とは異なりて其の健康と病的との限界を定むること劃然たらず、殊に裁判官等には感情の病的障礙を識別する事は困難の場合多し。例へば妄想の如きは、直ちに其の病的なる事を認め得るも、感情障礙の方は却つて輕卒に觀過せられ易き傾向あることは免かれざるなり。

感情障礙の種類として、感情鈍麻(Abstumpfung)を呈し、何等の刺激に遭遇するも、更に感情の反應なきに至るとあり、之を**不感性**(Theilnahmlosigkeit)

感情鈍麻
不感性

平氣

我慾

と名付け、萬事に付けて**平氣**(*gleichgültig*)となる。而して茲に注意す可きは、**不**管性の中には往々其鈍麻の只一部の感情に限るとあり。例へば他人の事に關しては感情鈍麻するも、自己に關する感情は寧ろ著しく亢進するが如き場合之れなり。**我慾**(*Ichliebe*)は之れに類するものにして、白癡、早發性癡呆に屢々見る所なり。殊に其の一部の感情鈍麻及高等道義的の感情に來る事多く、斯かる場合には家人に對する同情心無く、職業を怠り、遊蕩亂費を好み、義務心に乏しく、他人の事には一向平氣になりて道義廉恥の心失せ、禮を缺き、不遠慮となる、只自己の慾望のみを充たさんとして其の爲めに自己の位置名譽をも更に顧慮せざるのみならず、或時は随分奸惡なる策略を廻らすことありて、一見病人たるを疑はしむるが如き場合あり。又此の如く高等感情の鈍麻せる場合は氣分常に動搖するを以て、他より容易に影響され易く、些々たる事にも疑惑を起こし、不平を鳴らし、甚だしきは憤怒する如き事多し。又

注意す可き事は感情一般に鈍麻せる場合にありても、尙ほ時々急遽に短かき興奮起る事あり、殊に白癡、早發性癡呆に見る所とす。

次は反對に感情の活潑に興奮する事にして、之は普通にては小兒、婦人には多く見る所なり、感情非常に外部より影響され易く、常に動搖す即ち感情は軟弱にして且つ鋭敏なるによる。殊に歇私的里性の婦人に於ては、些細なる事にも強き感動を起して譯も無く喜び、反對に又悲みの餘り自殺を企圖するが如き事少からず。之れと同様精神病者、白癡、變質者に於ても亦感情の非常に亢進する事あり。又これに類して感情始終靜止せず、其れから其れと移り易き事ありて、之れを感情變換(*Stimmungswechsel*)と名け、同じく感情興奮に基き、一方抑制力の缺如せる爲めに來るものなり。酩酊時に於ける感情の如き是なり。吾人の情緒は個人性によりて相異あり。従つて同じ事に對しても其の感情の起こり方は人々によりて其れ々異なる、殊に病的情緒(*Krankhafte Gemüth*)

感情變換

病的情緒

厭世悲觀的

hsarten)に於ては一層複雑となり、其内に精細なる區別をなす事困難となる。先づ毎に陰氣にして厭世悲觀的(Schwarzseherei)の者あり、些細なる事をも苦にし、過去も未來も盡く不幸、心配のみにて充たされ、僅微の身體の不具合をも餘程の大患にも罹れる如くに邪推し心勞するが如し。次ぎには非常に危懼性(Angstlich)の者あり。内心甚だ不安心、不確實にして、自己の力量能力を疑ひ、自己の行ふ事盡く不當、無目的の如くに思はれ我れと我が身を苦しむるもの、如し、強迫病、神經病等は往々斯かる基礎上に起るものなり。

危懼性

刺戟性

又非常に刺戟性(Reizbar)のものあり。不平多く、僅微の事にも忽ち憤怒し、内部抑制は脆弱にして、感情の平衡を失し、始終不安動搖し、不満を鳴らし憤怒を發す、殊に神經質、癲癇、歇私的里等に多く見る處なり。

隱遁性

又甚だしく隱遁性(Verzschlossen)のものあり。周圍を怖れ、他人との交際、衆人の前に出る事などを厭やがり、終には厭世悲觀的となる。彼の

奇人或は變人

陽氣性

奇人或は變人(Wonderling)と云はるゝ者はこれに屬す。

之等と反對に常に陽氣性(Sonnige Natur)のものあり。常に爽快上機嫌にして何事も樂天的に感じ、自己の計畫は常に何事も有望順境にして自己の前途は幸福なるが如く思はる。斯の如き者はよく話しよく笑ひ、又作爲畫策多し。最も著明に現はるゝ場合は躁病或は又酩酊時の爽快感情なり。

感溺性

宗教感溺家

又非常に感溺性(Schwärmer)のものありて一途に物に凝り固まり、迷溺し易し。宗教感溺家(Hematiker)の如し、世間或は他人の事には一向に頓着なく非倫の行爲を敢するが如き者あり。又非常に大言壯語を爲す者(Krankhafte Schwindler)ありて、到底不可能の發明發見などを行々しく吹聴するが如きも亦之れに屬す。此等は殊に歇私的里に多し。

病的輕卒

又或は病的輕卒(Krankhaften Leichtsinns)のものあり。常に氣分動搖し事物に移り易く、而かも眞面目を缺き、寧ろ生活を諧謔的に解し、感情の

發現極めて皮相的なり此の如きは精神薄弱者に多く見る處にして、又同時に高等感情も亦不完全の場合多く、従つて我慾、意思薄弱等あり。反對に自己に關する感情は非常に亢進する事ありて自尊、倨傲、他人は殆んど眼中に無く、他人よりして僅かの損害を受くるも之を重大視し、反對に他人に對しては冷酷、無慈悲の處置に出で、顧みる處なし。此の如き我慾性 (Selbstsüchtigkeit) のものは變質者に多く見る處にして、屢々其の上に好訴病の發生する事あり。

感動 (Gemüthsbevegung or. Affekt) も亦病的となれば、普通の感動とは大に其の趣を異にす。即ち些細の動機にも直ちに感動起り、又其れが非常に劇烈にして且つ長時間持續す、尤も普通にては時に薄弱なる理由より可なり強き感動の起る事はあるも、此の場合に於ては一方より之を抑制し沈靜せしむる事を得。然るに病的となる時は自らこれを制御する能はざるのみならず、他よりも亦何等影響を與ふるを得ず、又

我慾性

病的感動

苦悶

病的感動は往々明なる原因のありて起れる場合もあれども、其の原因を除くも尙且つ感動は依然として強遠に長く續くを常とす。

病的感動の主なるものは先づ苦悶 (Angst) なり。即ち內的緊張性の不快感情にして苦悶の起る時は又同時に自體の上にも諸多の緊張状態を將來せしむ。身體の姿勢、表出運動、筋肉痙攣状態を呈し、其の他眩暈、感覺倒錯、知覺麻痺、心悸亢進、顔面蒼白、血壓亢進、呼吸困難、四肢震戰、發汗、膀胱及直腸障礙等の神經性の症狀を來たす。殊に呼吸及び心臟の影響せらるゝ事著しき時は、心臟部位に非常なる壓力と苦痛とを感ずるに至る。殊に之を怔忡 (Praecordialangst) と名く、或は稀れには殊に頭部に不快なる緊張感覺を感ずる事あり。苦悶は初めは多く理由無くして起り、自分にも何故に起れるやを知らず。此の如き場合には初め多くは懷郷、寂寥等の不明瞭なる感情ありて、其れより漸次著明なる苦悶、恐怖の感情を起すに至る。苦悶の頂點に達する時は往々意識渾濁し

怔忡

鬱憂性暴動
発作

て錯亂状態に陥り、往々自免自救に出づる爲め突然暴行を演出し、自他の生命身體に對して危害を加ふるが如き事多し。之を鬱憂性暴動發作 (Raptus melancholicus) と名く。多くは其の發作中の出來事に就ては追想缺漏性にして、發作は大概急遽に起りて暴動に出づるや、苦悶忽焉として去り、胸中大に苦惱の輕快となるを覺え、恰度深夢の遽かに覺醒せるが如くに感じ、或は發作中に演ぜる兇行を後悔する如き事あり。而して暴動發作の持續時間は、多くは短かく、數分より長くも半時間を超えざるを通例とす。然れども稀れには苦悶の可なり強き状態は數週より數ヶ月の長時間持續する事あり。苦悶の最も多く來るは鬱憂病なり。其他癲癇の朦朧状態、酒精譫妄、早發性癡呆の初期、痲痺性癡呆の抑鬱性型のものに於ても見る。尙ほこの苦悶感情が強迫的に起る場合あるも之は強迫行爲の條下に於て縷述す可し。

次に心痛 (Seelenschmerz) の感動は苦悶に酷似するも此の方は緊張的に

心痛

反して抑制的の不快感情なり。感情非常に厭世悲觀的となり、過去現在未來凡て悲觀哀想を以て充さる。斯の如きものには得て被害罪業的の妄想起り易く、従前の性格は全く一變し、先きに面白かりし事も、今は却つて悲みの種となり、他より如何に之に慰藉を與えんと試みるも更に其效なし、益々却つて心痛を煽動増悪せしむるが如き事あり。心痛は抑鬱病に多く強度の場合には矢張り思考、行爲に影響を及ぼして犯罪行爲に誘導する事少からず。而かも前述の如く心痛は抑制的の不快感情なるを以て、或る場合には抑制より忽焉として直接に興奮に爆發する事あり爲めに傷害自殺等の暴動をなすことあるは、苦悶の暴動發作に酷似せり。某鬱憂病者は『天罰ヲ被ムル監獄ニ行カネバナラヌ』といふ罪業的妄想を抱き、心痛苦悶の感情強く、遂に暴動發作となり、二人の小供を薪割にて切り付けて重傷を負はす。又某痲痺性癡呆者は、心痛苦悶著しく、妻に對して嫉怨妄想を抱き、懊惱の極、暴動に出

で、一朝剃刀にて妻の咽喉に切り付けたる例あり。

機嫌異常
刺戟忿怒性

次ぎは興奮性の不快感情なり。之れは躁鬱病、癲癩、歇私的里の機嫌異常 (Verstimmung) に屢々見る所にして、或は悲觀的、苦悶性、忿怒性の事あり。殊に刺戟忿怒性 (Gereiztheit) の場合多し。即ち不平不満にして些細の事にも憤怒し、亂暴狼藉をなす事あり。

病的爽快

病的爽快感情は、酩酊時及び躁病の興奮時に見る所なり。此等の場合には感情爽快なると同時に又刺戟性及び不安多動等あり。自個感情も亦甚だ亢進す注意す可きは此等の場合にありては常に其障礙の認識無く、酩酊者は高々多少愉快位に感じ、躁病者の興奮にありては全く健全にして活氣あり、仕事もよく出来る如くに感ずるものなり。

好機嫌

又常習飲酒家、或は中酒病者に於ては常に好機嫌 (Himion) の感情を呈す。然れども軽度の酩酊時爽快とは異なりて元氣は著しく沮喪するを見る之は一方慢性中毒による意思の感弱、道義感情の鈍麻あるに由

る。従つて物に顧慮する所なく、目前の嗜好に捕はれ易し。

癲癩性癡呆、老耄病、早發性癡呆の経過中に非常に爽快感情の起る事あり。而して其の末期癡呆に及びて來る爽快感情は従つて、無意味、笑ふ可く、寧ろ兒的爽快となる。

消魂大悅

又藥品に於ては酒精の他古加乙涅、莫兒比涅は爽快感情を惹起するものなり。阿片喫煙によつて爽快なる夢魅の状態を得るは之れなり。斯かる爽快感情を消魂大悅 (Verzückung od. Ekstase) と名け、之は又癲癩、歇私的里にも來る事あり。

煙草も亦快感を起こす、臭素は内部の緊張状態を除く作用あるが爲め爽快を感ず。

注意す可き事は、此等の病的感動は、單獨に來る事もあれば、又同時に混合して起る事もあり。例へば酒客譫妄にては苦悶と好機嫌と、癲癩朦朧状態にては往々消魂大悅と、苦悶及び忿怒とが混合し、又躁鬱病并

びに痲痺性癡呆に於ては爽快と忿怒と不平とが混合して起る事あるが如し。

第五 病的行爲 (Krankhafte Handlungen)

意思行爲

吾人意思行爲 (Willenshandlung) を爲さんとするには一定の目的觀念と彈發力たる感情と無かる可らず、例へば吾人が物を食する行爲には食物を見る事と及び飢餓の感情とあり。殺人行爲には仇敵を見る事と憎惡復讐の感情とあり、又窃盜行爲には金品財寶を見る事と貧困慾望の感情とあるが如し。就中重要なものは感情なり、従つて其強弱、持續時の長短、及び目的觀念の内容に關して**意思發動** (Willenstrieb) 或は**充進** 或は**減弱** することあり。

意思發動

意思發動の
亢進

運動興奮

意思發動の亢進 する場合は**運動興奮** (motorische Erregung) に於て見る所なり。此の運動興奮は單に或る觀念若くは感情の湧出より續發す

ることあり、例へば或る機會に遭遇して感動行爲の爆發することあるが如し。之れに反して意思發動の實際に亢進する場合あり。此の場合に於ては動機僅微なるに比して興奮強遠に起る。例へば酒精譫妄に見る不安状態の如き之なり。勿論此の場合には妄想、幻覺、感動等其原因たりと雖、意思も亦病的に興奮せるものと謂ふ可きなり。又、酩酊時に於ても明に意思興奮ありて、暴行に出ずることは通常見る所なり。精神病に於ては躁病状態、傳染病性精神病、痲痺性癡呆に於ける興奮状態に於ても亦意思發動興進す、即ち多辯、多動にして舉動活潑となり、暫らくも静止せず、企圖計畫頻發し、遊蕩亂費、漂浪、徘徊す、強度の錯亂的興奮にありては行爲も亦無意味、無目的となり、單に或る運動に過ぎざる觀を呈し、叫鳴、唱歌、奔走、踊舞、破衣、不潔、拍手等の舉動をなす。之に似たる興奮は緊張病に於ても見る。行爲に意味目的なく、只或る運動の常同或は雜多に急迫して浮出す。即ち蹙眉、四肢の廻轉運動、身體轉倒運

意思抑制力

動、拍手、踊舞、無意味の聲、叫鳴等の街奇的舉動を發す。
 意思行爲は又輕易に發現する場合あり、即ち**意思抑制力** (Willenshemmung) の減弱せる場合に於て然り。小兒及び婦人は大人に比して普通意思の抑制力弱はし。故に彼等に於て行爲迅速且つ輕易に發現す。一般に感情強激なる場合は此の意思の抑制力鈍弱して行爲輕易に發動するに至る。其他持續的運動に基きて起る興奮或は躁病、緊張病性の興奮に於ても抑制力減じて行爲輕易に發現す。又不眠の場合にも斯かることあり。又注意す可きは酩酊時に於ては一方興奮もあると雖、一方又此の意思抑制の減弱を來たし、爲めに諸種の粗暴破廉恥の行爲をなすこと多きに至る。又歇私的里に於ても意思行爲の發動輕易となりて窃盜、虚談、自傷等の行爲に出づること多し。

意思發動の減弱

次に**意思發動の減弱**する場合は即疲勞時及び莫兒比涅、酒精ク、ホルム及び抱水クロラル等の影響によりても來るを見る。莫兒比涅

中毒者及び酒客には行爲力非常に減ずるものなり。

又老人に於ては意思の張力著しく減ずるものにして、之に反し性慾の感情は強く彈發し、爲めに吝嗇、貪慾、我慾、色情亢進等の結果を來たす。甚だしきに至りては殆んど自裁の意思決定缺如し、只無意無目的に動き、周圍より支配され易きを知る。

精神病に於ては殊に早發性癡呆に於て、其主徴候たる感情鈍麻の爲めに意思發動の減弱するを見る。意思行爲を詮考し且つ實行すること不能となり。只無意に歩行徘徊し、辛ふじて只食を取るのみ。癡痺性癡呆に至りては一層顯著にして、殆んど全く意思の癡痺を來たし行爲の發動息滅し、只不隨意及び反射運動のみ現はるゝに至るものなり。又白癡、癡愚に於ても意思の發動は減弱する場合多し。然れども彼等に於ては一方、性慾、飢餓、疼痛、慾望等は著しく發達し、之の方向に於ける意思的機轉の主として先きに發動するを以て従つて彼等を窃盜、放火、

猥褻等の犯罪行為に導く場合多し。

制止

意思行為の強力及び速度は又内部の抵抗の強弱に大なる關係を有す。例へば恐怖、驚愕の如き感動は行為の發動に抵抗をなすが如し。斯くの如く抵抗の亢進を精神運動の制止 (Psychomotorische Hemmung) と名け鬱憂病の主徴候をなすものとす。之に類似の状態は又緊張病の昏迷に於て見る。而して此の場合にありては内部に抵抗ありて意思行為の阻碍せらるゝに非ずして一個の意思發動あるも、又之に反對の發動ありて中斷せらるゝによる。左れば其反對の意思發動にして除去せらるれば初めの意思行為は再び發動するものなり。制止に比して此の状態を阻止 (Sperrung) と云ふ。

阻止

意思方向

今吾人が行為の動機とする處を見るに、通常一定の意思方向 (Willensrichtung) を有するものにして、而して此の意思方向たるや初め生活經驗より得らるゝものなり。之によりて或る行為を爲さんとするには

意思の自由

一定の反對動機起り、其中より決意の動機を作り、行為を選択す。例へば他人の物品を窃取せんとするに當りては、反對に窃取す可らずとの動機も起り兩動機の争ひとなり終に盜む可しとの決意の動機を作り、盜盜てふ行為を選択するが如し。而してこの盜む可し或は盜む可らずと云ふ決意は其個人が有する意思方向に基き自由に決定し得るものなり。此の意味に於て意思の自由 (Willensfreiheit) を唱へらる。小兒、婦人、輕卒者等に至りては意思方向不確實なるが爲めに只目前の影響に支配され易く、又白癡、痲痺性癡呆の如き精神薄弱者に於ても殊に著しく他より容易に挑唆せられて犯罪行為をなすに至る場合多し。

被影響性

斯くの如くにして意思の被影響性 (Beeinflussbarkeit) の著しく亢進せる場合は所謂無意思状態を惹起する事あり。例へば催眠術に於て、被術者の意思全く術者の意思に被動せらるゝが如し。又精神病殊に緊張病に於て見る強梗症 (Katalapsie) 反響症 (Echosymptome) の如きも之に屬す。

強梗症
反響症

拒絶症

我意

前者は與へられたる一定の體位を長く保持し、後者は他人の言語舉動を逐一模倣する症狀を云ふ。之と反對に意思被影響性の減退する場合にありては拒絶症狀 (Zurückweisung) 即ち問へ共答へず、體を背け、萬事他人の命に従はざるが如き症狀を呈するに至る。又彼の我意 (Eigenwille) は此の拒絶症に酷似するものにして、癡愚、癲癇、歇私的里、痲痺性癡呆及び老耄病に於ては殊に著しく現はるゝ事あり。斯る者にありては頑癖にして一反決せる事は是が非でも飽まで固執す。且つ前述拒絶症とは異なり、往々感情忿怒刺戟性を伴ひ自ら進んで喧嘩口論をなすに至ること少なからず。好訴病者の頑強なる等も亦之れに屬するものなり。

以上論述せる所によりて見れば吾人の隨意運動は先きに目的觀念が起り、之れに次で又其目的觀念に伴ふ諸多の連續觀念が起り (Handlungsbild) 遂に運動となりて外部に現はるゝものとす。左れば此等の

意思の變調

内何れかの機轉に於て障礙あれば従つて隨意運動も亦障礙せらる。目的觀念の内容にして不明錯亂せる場合には行爲も亦無目的の不定となる。例へば深かき意識障礙ある場合即ち躁病及び痲痺性癡呆の激しき興奮に於て見る所なり。或は初めの目的觀念と異なる一個の目的觀念現はれて初めの者を壓迫し若くは混合する如き事あり。例へば時計を見んと思ひ取り出しながら見る事はせず螺旋を巻き、又伏せて渡す可き骨牌を不圖表を出して渡す、縫ふ針に絲通り居らず、吞むコップに水無く、書字に先き立ちて紙片を色々に置き變へ、鉛筆をインキ壺の中に衝き込む等の事ありが如し。之を意思の變調 (Parabolie) と名け譫妄性意識濁濁、癲癇發作後の錯亂狀態、痲痺性癡呆、緊張病、動脈硬化症等に屢々見る所にして、普通の人によりても亦不注意及び平氣の場合には往々起るものなり。

衝動行爲

衝動行爲 (Triebhandlung) と名くるものは、意思機轉の最單一なる場合に

して、唯一個の感情が之に伴なふ觀念と合して一個の動機を作り外部の運動を生ずるものを云ふ。即ち疼痛、飢餓、飢餓、色情等の肉體的感情より起る性慾運動、感動發動に基く行爲、何の考へも無き單一なる感情より現はるゝ小供の行爲の如きは皆之に屬す。

衝動性動作

精神病者に於て屢々見る衝動性動作 (Impulsive Act) なるもの即ち何の顧慮する所もなく突然強遠なる感情に伴なひて迅速猛烈なる動作をなすことあるは全く此の衝動行爲に類するものなり。躁病者の作爲急迫、癲癇病の徘徊、陰部露出症、猥褻行爲、嗜酒病の暴飲、歇私的里の無目的旅行、詐偽、自分を衆に目立たし、若くは衆を驚かす行爲、白癡及び精神薄弱者の皮膚を剥ぎ、毛髪を引抜く、毛髪を呑み込む、爪を噛む、拇指を舐る、手淫癖等の如き單一なる行爲又緊張病の無意味無目的の行爲即ち身體轉倒、飛躍、唱歌、叫喚、器物破毀、裸體、無意味の接吻、突然の暴行、糞、無意味の自殺企圖、口を引き割かんとす、眼球を抜き取らんとす、舌及

強迫觀念

喉頭を掻き破らんとする等の行爲も亦皆之に屬するものなり。

茲に強迫觀念 (Zwangsvorstellung) とは、其を強迫として感ずる意識中に起れる觀念の謂なり。普通にても思ふまじ、考へまじとする事の幾度も胸裏に浮出することあるは人の知る所なり多くは不快性の觀念之に屬す。例へば非常に恐怖せる出來事に就き聞知若くは目撃せし場合に、之等の事屢々思ひ出されて、容易に忘ることを得ざる事あり。又何等か自分は他人に對して無禮をなす悪事をなしたり、大切な用向を忘れる、金錢の支拂額を誤まり、或は婦人を強姦する様に思はるゝ考へが強迫的に現はるゝ事あり。

強迫觀念は本人自ら其異常なること、理由無き事を熟知するものにして之の點に於て妄想と異なる。而して強迫觀念の發生するは感情殊に不確實責任の如き一般感情及び不快感情より起る場合多し。例へば自己行爲を疑ひ、自己の過誤を懼る等の事より強迫觀念は發生し、

以て思考及行爲に影響をなす。

強迫觀念には種類多し。非常に物を疑ひ穿鑿して飽迄も質問する者あり。又人に無暗に姓名を尋ねる者あり。無意味に幾度も計算をなす者あり。同じ事を幾度も繰り返して止まざる者あり。常に舊時の事を強て想ひ廻へし、些細な事を何處までも詮索する者ある等の如し。

恐怖感情

又強迫的に恐怖感情(Phobien)の起ることあり。或者は蜘蛛、蛙、鼠、蛇を怖れ甚だしきは或る草花、綿等を怖る、或者は手紙を開封せんとする際、鏡面に向ふ時、或は落雷、奔馬、汽車、汽船、肺病、梅毒等を強迫的に恐怖する者あり。又自己の行爲に對して危険あるが如く恐怖を起す者あり。例へば小刀を執れば人を傷害するに至るが如く怖れ、針硝子片を取扱ふに當り吞み込むが如く思はれ、着衣に際して黴菌の傳染を怖る、者あり。又證文が氣に掛りて幾度も取り出して檢するが如き者あり。

峻崖、橋上に望めば恐怖の起ることあり。又街路を獨行すること能はざる者あり。靜坐すれば恐怖起り。困却に際すれば言語吃逆するに至る者等あり。

強迫行爲

之等強迫觀念及び強迫感情は吾人の意思を支配し、之を制禦して強迫行爲(Zwangshandlung)を衝動せしむ。金錢の勘定を幾度もなす、手紙を幾度も書き代へる、小刀を見れば怖れ慄きて飛び逃げる、廁より出で、手を幾度も洗ふ、衣服を何度も着更ゆる、街路の紙片を氣にして拾ひ集む。此等強迫行爲は強迫觀念及び恐怖に續きて起るものにして、自分に於ては其の行爲の理由無く恐なる事も熟知しながら尙ほ之を制することを得ざるを常とす、又實際に行へば一時多少精神内に安靜を得るもの、如く感ずることあり。

此等の強迫症狀は遺傳ある者、精神病性格者、鬱憂病及び早發性癡呆等に見る所なり。

病的性慾

精神病者及び變質者には性慾の病的障礙ある場合多し。之を病的性慾 (Krankhafte Trieb) と名く。先づ食慾の異常に亢進して暴食するものあり。反對に食を拒みて取らざるものあり。而して之は又緊張病の拒絶症及び有毒妄想、自殺企圖等の爲めにも由る事あり。又異常の物を好んで食するものあり。例へば、白癡、痲痺性癡呆、緊張病、歇私的里等に於ては砂礫、海藻、糞、水蛭等を食するものあり。又彼の莫兒比涅、古加乙涅等嗜好するものも亦之に屬す。妊婦の食物異嗜も亦之に類す。又病者には自分の身體保護をなすの性慾薄弱となる、殊に歇私的里に多く見る所なり。自分の皮膚を傷け、生殖器、直腸等より出血せしめて平氣なり、或は又針、硝子片、針金、燐寸、ペン等を皮膚に刺して傷を作る如きことあり。

色慾も鬱憂病、莫兒比涅、中毒、白癡、歇私的里等にては減退することあり。又白癡、痲痺、變質者、老耄病、興奮状態等酩酊時に於ては亢進することあり。

色慾倒錯

とあり。手淫、猥褻行爲に出づる場合多し。

次に色慾の倒錯 (Perversion) を來たす場合あり。或は同性を愛する者あり、或は婦人を慘酷の目に逢はせて却て色情性の快感を覺ゆるものあり (Sadismus) 即ち婦女の身體を傷け、毛髮、臀肉等を切刺して快感を覺ゆるものあり、甚だしきに至りては婦女を絞殺し、血を吸ひ、肉を食して快感を覺ゆ、又屍骸に對して情慾を充たすものあり、之と反對に自ら身體に苦痛を感じて、却つて色情性の快感を覺ゆるものあり (Masochismus) 身體を齧まれ、傷けられ、打擲せられて快感あり、輕度には歇私的里性の婦人に屢々見る所なり、又或は單に婦女の身體、手袋、長靴、手巾、褌、帶等に觸れて快感を感ずる如きものもあり (Fetichismus)

又癲癩、老耄病、痲痺性癡呆、白癡等殊に小女に對して猥褻行爲をなす場合は此の倒錯に類するものと考へらる、尙ほ鷄姦の如きも之れなり。

以上の如き色情の倒錯は變質者、白癡、痲痺性癡呆、癲癩、老耄病等に往

窃盗慾

々起る所に於て、多くの場合色情充進其の基礎をなし、之に猥褻なる書畫等の如き刺戟の爲めに倒錯を來たすに至る、恰度飢餓せる者には皿の音を聞かすも唾液の分泌旺盛となるが如きと同じ。

窃盗慾 (Wahltrieb) なるものあり、こは常に高價の物品をのみ盗むものと限らず或は無意味無價値のものを窃取することあり。斯かる場合には一見病癡なることを知らる。殊に白癡精神病性格、歇私的里の婦人殊に妊娠、月經時に多し、婦人の萬引は之に由る場合多し、或る癡愚の婦人は三十回反物の萬引をなし、多くは色の美麗なるものゝみを撰ぶ。又某女學生は高等教育あり金も懐中しながら數回萬引したる實例あり。

放火慾

放火慾 (Brandstiftungstrieb) 癲癇及歇私的里病の朦朧状態、白癡、婦人月經時等に多し、多くは斯かる場合の動機愚昧笑ふ可く、些細の事に對する復讐心、兒的好奇心に驅られて犯すものなり。或癡愚者は前後三十回

の放火を犯せり、毎に其動機は村中騷擾をなし、提灯の左往右往するが面白し、後にて饗應酒が飲める等の動機に出でたり。

又之に類して斯の白癡者の子守中、嫌になりて小供を河中に投げ込みて殺害し、又は好んで人を毒殺して喜ぶが如き病慾も亦極て稀に見ることあり。

凡て病的性慾は變質に基因するものにして、普通本人は其を別に病的なりと辨識すること能はず。漸次實行と共に性慾は充進し行爲は益々險惡となり行くを常とす。

第三章 精神病及び其犯罪的意義

(Geisteskrankheiten und deren kriminelle Bedeutung)

精神病は腦病なり

精神病は腦髓の疾患なり、古く未だ醫學の啓けざりし時代に於ては精神病を以て奇異不可思議の現象となし、或は神佛惡魔の仕業となし、其治療法の如きも専ら加持祈禱等に委ね居たり。而して精神病の腦病なる事は遠く已にヒポクラテスの唱道せし所なりしも、中世に至りては幾多の哲學的心理學の見解起り、再び精神病は神祕不可思議のものなりとの説流布し、爲めに治療法等にも慘酷を極めたる等の事ありたるも、十八世紀の中葉より漸やく自然科学の發達と共に精神病學の研究長足の進歩をなし、ビネル、エスキロール、コノリー等の大家は實に今日の精神病學の發達の基礎を爲し、其治療法を全然醫療と變ぜしめたる

精神は腦に存す

る絶大の功績を垂れたる人々なり斯くて最近六七十年の間に於て精神病學は非常なる進歩をなし、腦神經系統の解剖組織、實驗心理學、化學、血清學等の補助學料により現時の精神病學の狀勢を呈するに至れり。今精神の腦に在りとの理由とする所を述べれば、一、動物は高等となるに従ひ即ち精神作用の複雑となるに従ひ腦髓の廣表を増すこと、二、文明程度の進歩せる種族程腦組織の複雑豊富となること、三、腦の一定部位に病患ある時は運動、痲痺、理解力不能、失語症等を惹起する等の事實よりして、腦と精神とは全く分離す可らざるものなりとせられ、實際に於ても亦精神病中、痲痺性癡呆、動脈硬化症性精神病、老耄病、癲癇等の如き種類のものには已に腦機質に顯著なる變化ある事を見、其他の精神病にありても亦漸次腦に於て機質的變化の存在すること證明されつつあり。

精神病者及び所謂中間者は犯罪的傾向を有することは前章に於て

之を詳論したるも、今茲に之等精神病及び中間者の各種類の病症に就き簡約なる説明をなし併せて其の犯罪的關係を論述せんとなす。

傳染病性精神病

一、傳染病性精神病 (Infectionspsychosen.)

諸多の傳染病殊に腸室扶斯、天然痘、麻拉利亞、舞蹈病、流行感冒等の前驅期及び初期に來る、殊に發熱に際して來るものを熱譫妄 (Fieberdelirium) といひ、又傳染病後の衰憊状態に於て來る者を虚脱譫妄 (Collapsdelirium) といふ。あめんちあ (Amnesia) も亦これに屬するものにして傳染病の他又産褥、精神過勞等に於ても來ることあり。而して此等は皆急劇に發する譫妄状態にして持續期は數時間より數週に互ることあり、然れども之等の譫妄は其原因病の治癒する時は、從つて平癒し豫後は好良なるものなり。譫妄状態に於ては不安、苦悶、妄覺妄想を伴ひ、意識の障礙を來たすを以て、この状態に於て往々傷害殺人等の犯罪行為をなすことあり。

熱譫妄

虚脱譫妄

あめんちあ

中毒性精神病

酒精中毒

二、中毒性精神病 (Intoxicationspsychosen.)

1、酒精中毒 (Alkoholismus) 急性と慢性とあり、急性とは只一回の酩酊

(Rausch) にして、慢性とは數年間に互る常習飲酒の爲めに來るものなり。酩酊状態に於ては生理的にも亦領解力不良、記憶力障礙、感情初め爽快より漸次刺戟性となり、道義心、廉恥心の薄弱、運動多働より痲痺に移る等のことあり。而して病的酩酊状態 (Pathologischer Rausch) となる時はこれ等の症狀一層烈しく、爲めに衝動的暴行、色情興奮等の爲めに傷害、猥褻放火等の行為をなすに至ること尠なからず。これに類して渴酒病 (Dipsomanie) と名くるものにありては、發作性に不快感迫り來たりて爲めに飲酒により其の不快感を晴さんとなし、一旦酒盃を手にするや痛飲止むことを知らず、諸所の酒舗を漁り囊中金の有らん限り飲み盡して遂に前後不覺となる、後ちにこれを問ふも其間のことは全く記憶せずと曰ひ、一時は酒を口にするを厭ふに至るも再び發作の來る時は同一

病的酩酊

渴酒病

の亂行を繰り返へすものなり。而して其發作時に於て病的感動等の爲めに往々傷害又は放火等の行爲をなし又飲酒に要する金を得ん爲めに、窃盜強盜、山林盜伐等を行ふことあり。

慢性酒精中毒に於ては智力衰へ、考慮、思想貧弱となり、判斷力は減退するに至る、往々妄想、幻覺を伴ひ道義心其の他の高尚なる觀念を失ひ、尊族卑族に對して酷薄粗暴となり意思は薄弱となりて精神作業能力衰へて業務に就くを嫌ひ、刺戟性に驅られて喧嘩口論を好み、飲酒の時は太平樂にして諧謔性なるも、酒を用ひざる時は甚しく不平家となり、不安にして靜居すること能はざるに至る。又身體上にも變化を來たし腸胃の疾病、手足の振顫、歩行踟躕、陰萎等を見る。慢性中酒病者は絶對に飲酒することを禁ぜざれば治癒すること望む可からず。而かも慢性中酒病者は反社會的の危險性を有すること大なるを以つて、これに禁治産の宣告をなし、同時に設備あらば一定の酒客療院 (Trinkerheilanstalt) に收容して一面治療を加へ一面社會的防衛をなすこと必要なり。

酒客療院

慢性酒精中毒者には、往々又一時性又は慢性の精神病を發するもの多し。其の要なるもの次の如し。

酒客譫妄

コルサコフ氏精神病

急性中酒性
偏執病
急性酒客性
妄覺病

酒客譫妄 (Delirium tremens) なるものは持續飲酒に發する疾病にして四十歳前後に多し。幻視ありて多くは蚤、虱等の如き小動物蠢動するを見る。其他指南力喪失、不安苦悶、振顫等あり普通二三日にして治癒するものなり、多くは追想なし。コルサコフ氏精神病 (Korsakowische Psychose) に於ては甚だしき記憶力の障礙、指南力の缺損及び追想の錯誤等ありて爲めに夢想症、虛談症を來たすことあり、經過一般に永く數ヶ月に互ることあり。急性中酒性偏執病或は急性酒客性妄覺病に於ては、意識清明なるにも拘はらず、突然主にも幻聽現はれ、隣室に於て己を誹謗し又は遠方より命令するものあるを聞き、同時に追跡被害の妄想を來たし、爲めに暴行をなし、時に苦悶を呈して自殺を企圖することあり、多く

慢性中酒性
偏執病
嫉妬妄想

は數日にして全治するも時に慢性中酒性偏執病となることあり。又嫉妬妄想 (Eifersuchtswahn) は重大なる法醫關係ありて、夫は妻の不貞不義を鳴らし嫉妬の眼を以て絶へず其の行動を注意し、やゝ疑ひの點もあらば、忽ちにこれを妄想性に曲解し、遂に妻を虐待し暴行を加へ甚だしきに至りて殺害するに至る。

莫兒比涅中
毒古加乙涅
中毒

口莫兒比涅及び古加乙涅中毒 (Morphinismus und Cocainismus) 醫療の目的に多量の莫兒比涅又は古加乙涅を長時使用せる場合に來る精神障礙をいふ。營養障礙、感覺異常等の外、妄覺、妄想あり。感情は轉變し易く、刺戟性となり、漸次性格變性を來たして、自己的となり、自態偏強にして道義的感情減退し、爲めに犯罪行為をなすこと尠からず。其他鉛中毒、麥角中毒、水銀中毒等による精神障礙もありて、往々法醫的關係を惹起する場合あり。

病的酩酊
殺人

例、澤○梅○ 弘化三年四月生。人力車夫。父大酒家酒亂、酒毒に

斃る。兄二人大酒家。小供六人中二人夭死す。二十歳頃より酒を嗜み、放蕩にして賭博を好み、女色に溺る。三回許り酒毒にて吐血したる事ありたり。通常焼酎を毎夕三四合位飲む、但し梯子酒の癖あり。氣質小膽、自態潔癖あり。學業は一年許り小學校にて修學せるも成績不良にして學事を嫌ふ。二十三歳迄父の家において農事を助け、其れより人力車夫となり、翌年妻を娶り、一年許りにして氣性合はずとて離縁す。三十四歳にて再び妻を娶る。三十七歳頃發狂の氣味あり。追跡妄想、幻覺等現はれたる事あり。五十三歳の時にも精神やゝ變調し、晚酌後沈鬱する事多かりしが、一日「直し」と焼酎と和したるもの三錢を飲み、爾後隣家なる飲食店に至り、更に酒を買はんとし、突然同店の娘を手拭にて絞首せんとして黒髪を握りて地上に引きずり、夫れより同店を駈け出し、泣きながら村長の家に行きて救助せよと叫び、更に他所に奔りて警察

官に捕へられたる事あり。精神病者として一旦入院し一ヶ年にして退院せる後も時々飲酒の結果暴行に及ぶ事あり。晩酌は依然廢せず、睡眠不良なりしと云ふ。超えて十年六十五歳の六月八日出及庖丁を購ひ來り、頻りに之を研ぐ、妻其の危険を慮り隠せしにより、彼は隣人等に行きて其の所在を探がす、漸やくにして家に歸り飯櫃の中にあるを發見し、大に喜び、先きに訪ひし隣人を伴ひ來たり、焼酎を痛飲す。其の夜窓かに其庖丁を床中に持ち行き、三更人静まりし後、突然起き上がりて熟睡せる妻と里子を慘殺し、之を制止せんとして駆け付けたる村人六人に斬り付けて重輕傷を負はせ、尙ほ自家に放火したる大兇行を演出し、而かも其間の記憶は更らに無く、且つ又其の動機も極めて不明瞭なれども、妻嘗て夫に内所にて某家に奉公人の世話をなせしことあり、此の事世間に知れ外出先きにて他人より『お前の家では口入屋の看板を掛け

ばよ』と云はれしを大に憤りしことありたりと云へば或は其が原因をなせしにあらざるやとも考へらる。

早發性癡呆

三 早發性癡呆 (Dementia praecox)

早發性癡呆とは多く十五歳乃至二十五歳の若年者に發病し、後には一種固有の癡呆状態 (Dementia) に陥る疾病にして就中其の病型により破瓜病緊張病及び妄想性癡呆の區別あり。破瓜病 (Hebephrenie) は最も單一なる場合は唯神經衰弱の如き症狀を呈することあり又主として心氣性悲感性となる。然れども多くは幻聽、幻視及び心氣罪業誇大等の妄想を呈す。指南力、記憶力は比較的良好なるも、主徴候として感情鈍麻し、舉動は不活發にして奇行多し。荒唐、亂酒、途上徘徊、浮浪犯罪等をなすこと尠からず。

破瓜病

緊張病

緊張病 (Katatonie) は幻覺妄想の他拒絶症、常同症、衝動症、衝奇症、被影響性、亢進即ち強梗症、反響症等の所謂緊張病症狀を具へ、且つ亢奮と昏迷

妄想性癡呆

とを來たすものを云ふ。緊張病も亦發病初期及び興奮等の場合に於て感動性の傷害、色情亢進による猥褻、強盜、脱獄及び放火等の犯罪をなすことあり。妄想性癡呆(Dementia paranoides)にありては破爪病及び緊張病と異なり、妄想妄覺を比較的長時に至りて有するものなり。これ亦妄覺妄想の爲めに犯罪をなすことあり。妄覺の主なるものは自から悪口の聲を聞き、或は食事半ばにして殺すと云ふ聲、隣室より己れを殺すと云ふ聲を聞き、又は男女交接の状況、妻の顔が化物に見へる等の如く、又妄想は藥の中には毒あり、警察より電話が掛る、妾は天皇陛下の娘なり、探偵が己れを窺ふ、新聞に自分のことが書いてあると思ふ、自分の父は眞の父にあらず、誰か己が財産を横奪せんとす、余が身體には釋尊宿る等の如し。これ等は皆犯罪の動機となる事多し。

犯罪

一九〇八年サルトリウス氏は四十一人の早發性癡呆者の犯罪に就き鑑定し、其の犯罪種類としては名譽毀損七、竊盜六、乞丐、傷害、逃亡各四、

妄想性癡呆
放火

猥褻三、詐僞七、殺人一、密賣笑一なりと云ひ、吳博士は早發性癡呆者の殺人三、傷害一、破獄一を鑑定し、余は又同様早發性癡呆の放火一、殺人未遂一の二例を鑑定したり。

例一、藤○菊○ 郎鍛冶職。安政六年九月六日生。遺傳なし。實父母に養育され、學校教育なし。小膽にして憤怒し易く、猜疑心あり。飲酒毎日一合位。智力尋常。十七歳鍛冶職の伯父の養子となり、二十一歳の時結婚し三十六歳再婚。其頃より精神變調し、後妻の從弟の夫竹中卯一と倉口七造と結托し、近隣の人々を煽動し、自分の商賣を邪魔すると云ひ出したる等のことあり。其れより後四十歳の時北海道幌内村に移住せしも、一年半許りにして歸國し、矢張り竹中、倉口等を敵視し、醉を借りて倉口七造と喧嘩し、遂に放火す。津監獄に入監し、四十五歳出獄上京し、世帯を持ちしも、近所の人々より悪評さる。又職業の妨害をされるとして近所の家に

怒鳴り込み、又町内の有志を訪ねて迷惑の次第を申述ぶるが如きことありたり。四十六歳にして病院に入院せし以來も、依然竹中と倉口と申合せて巧み事をする、近所の人々を煽て、自分の金を取らんとす、ブツ、ケ言葉、アテツケ言葉が聞える、動作又は言葉にて奸策に陥入れると告げるものがある、又毒にて責めると云ふ、當院の看護婦中に患者の子常吉の出征後、患者の留守を幸ひ患者の家財を深ひ行きたる者あり、倉口、竹中等は伴の下賜金を横領せんと陰謀を企て居る、病院の醫員看護人は、悪人等と共に謀して某患者を病院に入れ、財産を横領せんとす、自分の財産は初め次男が戦死して下賜されたるものなるが、今にては増加して已に數億萬圓になり居る筈なりと云ふ。

例二、園〇萬〇 明治十六年二月二十日生。農。遺傳あり。幼時より父母の手に養育せられ、高等小學校を卒業して専ら農事に従

早發性癡呆
放火

ひ、性質は溫和にして素行善良なりしと云ふ。二十三歳の時日露戦争にて樺太に出征し、其戦功によりて勳八等瑞寶章を賜はる。除隊後一度妻帯せしも兩親との不折合の爲め離縁となり、次ぎて再び妻を貰ひ實直に働き居りし内、二十七歳の五月頃より段々精神變調し來り、作業能力衰へ、家事を顧みず。戶外を徘徊し、夜不眠にして感情刺戟性となり、些細の事にも大に立腹して父母長上に反抗し、妻と實弟と姦通し居る様に疑ひて之を虐待し、又眼前にチラ／＼光る物見ゆる事などありたりと云ふ。或は又附近の店に入りて飲食物を盗み、或は突然寺に入りて大鐘を亂打し、或は不圖他家の座敷に上がりて神前に燈明を提げ、或は炭俵を持ち歩き、花火を揚ぐと云ひ、或は他家の臺所に上がりて勝手に飯を取り出して食する等の如き、常軌を逸せる行爲舉動多かりしと云ふ。然るに明治四十四年六月中妻は兎角家内の風波絶へざるにより實

家に歸へりたるが、之は一家族の者自分に對して迫害するによるものにて、一層のこと我家さへ無きものにせば頑固の父も少しは我を折りて呉れると思ひ、長さ一尺許の古竹に燐寸にて點火し、自宅屋根下に積載しありたる小麥藁に放火し遂に全焼に至らしめたるものなり。

例三、笹○喜○ 明治七年七月生。農。遺傳なし。生來氣質短氣。懶惰粗暴の方。學業尋常二年迄修業、漢文交り文を讀み得。青年時代より素行修らず、數多の婦女に關係し、三十四歳の時、伊藤さきを内縁の妻となし、其内に一子を擧げたるにも拘はず、兎角嫉妬心深くして、さきに情夫あるものゝ如くに疑ひ、無理難題を言ひかけ、毆打創傷に至らしめたる事も屢々なりしか、終に同年六月七日さきと同衾中夜半十二時頃さきが使用の爲め庭に出でたりしを畢竟情夫に密會すると邪推し、憤激の餘り、さきの後を追ひ、在り合

緊張病
殺人早發性癡呆
傷害

せの櫛棒を以てさきの額面、頭部等を亂打し、終に其場に於て死に至らしめ、輕懲役六年の刑に處せられ、水戸監獄にて服役す。然るに在監中一二年にして精神變調一層顯著となり、感情沈鬱、顔貌憂閉、記憶不良、舉止不安、不眠等の諸症を發呈す。爾後獨語、獨笑し、不潔にして糞尿を褥中に放ち破廉耻にして妄言を擅にし、漸次全身の衰弱を増し、歩行蹣跚となれり。緘黙にして常に幻聽あるもの如く、兩耳に綿を詰め、羽織を被りて室の一隅に胡踞す。

例四、鈴○マ○ノ。明治三年生。先夫の子供一人癡愚者あり。二十四五歳の時、僕麻質斯に罹り三年間臥床す。二十一歳及び二十六歳にて分娩す。魚類を甚だ好む。氣質大膽、快活、世話好きにて自墮落の方なり。智力尋常。實父母に養はれ、母は嚴なりし方なり。十六歳初婚。婿養子不品行の爲め離縁となる。三十歳頃再び婿を迎へしに先夫に時々坐り込まれる爲め三十七歳單身二女

を伴ひ小山富士紡績會社に入る。四十歳龜戸日清紡績、四十一歳鐘ヶ淵紡績に轉じ、更らに三度目の夫と同棲す。酒不飲、喫煙一日二夕。明治四十四年二月二女うめを喪ひ落膽す。搗て加えて生計困難なる中に、同年七月頃より連夜不眠なる後朦朧となり、弟が廁に見へるなど、云ひ出せり。翌年二月頃癡愚兒なる長女の爲めに夫との折合悪しく喧嘩口論する事ありしが此頃より罪業念慮激しくなり、泣き出す様の事あり。遂に同月某日家人の不在に乗じ戸外に長女の娘を連れ出し咽喉部を傷け、溝に投げ込み、石を投げ付けたるを通行人に發見され捕へられて駐在所に引渡さる。留置場にて躁暴状となり、食物を投げ硝子戸を破る。夫の見別け付かず。不眠にして、警察署を病院なりと云ふ。

例五、松○喜○衛門 明治十五年生。遺傳素因あり。小兒期より氣質小膽、舉止輕躁にして、自姿放縱、憤怒し易く、屢々朋友と喧嘩し、

早發性癡呆
殺人未遂

早發性癡呆
殺人未遂

癡病
癡病

父母長上に反抗するが如き事多かりしと云ふ。十七八歳の頃より酒色の道を覺え、やゝ大酒の傾向ありて、酒癖甚だ悪しく、酔へば父母長上の差別なく抵抗亂暴を敢てし、警察の厄介となりし事も度々なりしと云ひ。二十二歳兵役に服し、日露戰役に出征中も、兩三度酒の爲めに處罰を受けたることありたり。二十五歳頃よりは一層粗暴となり、浮浪無錢飲食等の爲めに度々警察の厄介となり、時に又話も要領を得ざることあり、又幻聽もありしが如く、一見精神病者と見らるゝに至れり。斯くて一時輕快し諸所を流浪し居りしが二十八歳の時、曾て私通し居りし某婦人が外人の妾となり、自分の妻とならざるを憤慨し、剃刀一挺を持ち出して懷中し、其婦人を殺害せんと志し、其居宅附近を徘徊せる所を捕へらる。

例六、本○茂 明治四年九月生。學生。遺傳濃厚。小兒の頃より疴強し。身體虛弱の方にて醫藥を用ゐる事多かりき。二十歳頃

癡病
癡病

より四五年間は女郎買を初め、素行修まらざりきと云ふ。氣質小膽物に飽き易く、平素は概して内氣陰氣の方なり。寡言にして人前に出づるを嫌ひ、甚だ我儘強情にして、一度思ひ立ちし事は仕遂げざれば聴かぬ質なり。激動し易く、往々亂暴して器物を破壊する等のことあり。學業は高等小學卒業し後英語等を獨習せるも成績不良の方なりしと云ふ。三十四歳頃より被害的念慮あり。差配は危険人物なり、義兄及其息を敵視するに至り、或は他人の話を聞きて自分を悪口するものなりと云ふが如き事ありて、種々加養に手を盡し來たりし處、遂に四十三年八月五日些細の衝突より突然小刀を以て平素敵視せる義兄に切り付け胸部及び額部に重輕傷を負はす。

例七、中○鹿○ 明治二十四年三月生。三味線製造業。濃厚なる遺傳あり、氣質小膽、内氣温順の方。智力良。學業は高等小學卒業

早發性癡呆
殺人及放火

妄想性癡呆
強盜

成績佳良。十六歳より實姉に當る三味線製造業者の所に奉公し仕事至つて綿密熱心なり。飲酒喫煙せず。明治四十三年十一月頃より茫然となりて仕事が手に付かぬ様になり、一室に閉居し他人と談話するを厭ふ。翌年二月、鐵砲を持ち出し、雀を射撃するとて無闇に山に行く。同年十一月頃長兄兵太郎と何か食物の事にて口論し、平常は言葉數少なきも當日は烈しく爭論せり。其夜就眠後突然起き上がりて兄の子を毆打し、之を制したる嫂をも有り合せの棒にて打つ。越えて十二月十三日夜、兄、嫂父母等一同村社の祭禮に出掛けたる留守中、熟眠中の兄の子周○(十六歳)及び利男(六歳)の二人を薪割にて打ち殺し其上に石油を注ぎて放火せり、兇行後本人は、邸内車井戸の中に飛び込み網に絶がりて顛へ居りたり。

例八、小○音○郎 料理職。明治二年二月生。遺傳不明。二十八

歳の時明治三十年八月十五日、京橋區木挽町五丁目三番地川○某方に至り所持の三尺棒を携へたる儘座敷に上り、金二圓を差出す可しと脅喝し、某の之を承諾せざるより同人の胸部を捕へて打擲せんとて棒を振り上げ、同人の懷中に手を差し入れ金一圓六十錢外雜品二點在中の墓口一個を強奪して逃げ去れり。捕はれて巢鴨監獄に服役中、病症増悪し抑鬱の狀となり、働作緩慢、縊首を企圖す。電氣を掛けらる、金五萬圓を某に預け置きたり、貴族院議員の資格あり、陰萎症に陥り、聲帶痲痺し、發音不能となれり、余は已に特赦の恩典に浴せり、門前に華族及び多數の典獄迎ひに來たり居り、余は一旦已に死刑の代はりに電氣の刑に處せらる、自分の本家は古河銅山なり、余は天皇の資格あり、楠本正隆は余の父なり、百萬圓の金を有、栖川宮陛下より政友會の手を経て下附せられたり、余の財産は三千萬圓、位從五位子爵、勳章三十個あり、ヒマラヤ山中に銅

鐵三千萬圓を有す、自分は英國を管理するが故に過日國際各法を改め、英國王となりたり、頭蓋骨ガタ／＼す、胸骨及び下腿骨腐敗せり、喜望峯二千萬町歩の葡萄園を有す、余は米國大統領なり等の誇大被害、心氣的變想起り、漸次癡呆狀進む。

例九津○隆○ 明治十二年十一月生。書店雇人。遺傳不明。實父及び繼母より養育せらる。中學二年卒業す。三四歳の頃夜中驚起あり。氣質短氣、執拗、内氣、怒り易く、變人にして西洋のことを嫌ひ、孝子經等を好む。智力尋常。七歳より小學に入り十五歳卒業。次ぎて開成中學に入るも直ちに退學す。諸所に流浪す。二十一歳輻重兵となり二十五歳滿期除隊。明治三十八年憲兵となりて戦地に赴き翌年凱旋す。同四十年浦和警察署巡查を志願し及第す。同年五月嘗て憲兵たりし時に私通せる女のこと就き父及び繼母と争ひ、憤怒の餘り傍にありし短刀を以て繼母に斬り

緊張病
窃盗

付け咽喉部と右手に負傷せしめ之を取抑へんとせる父の右手にも負傷せしめ、毆打創傷罪として重禁錮二ヶ年に處せらる。

例十、岡○半○郎 明治五年十月生。足袋職。遺傳なし。十歳位の時夜尿症ありたり。成年期體質虚弱にして感冒に罹り易し、三十四五歳の頃疔腫張せることあり。氣質小膽、和順にして、智力尋常。出生後直ちに里子として遣られ、五歳の時自宅に歸へり、爾後兩親の手によりて養育せらる。八歳の時小學に入り、十一歳迄學ぶ、尋常科程度の學科を終ふ。それより足袋屋に奉公し、二十六歳の時自宅にて足袋屋を營む。二十六歳結婚し、交情密ならず、三年にして離婚す。實際尋常にして酒量三四合位。三十一歳頃より家業に勵精せず。不動尊を信仰し、往々障子の陰にて禮拜を切りになすことありたり。二三年後に至り晝夜を問はず、金を懐にして外出し、所持金を使ひ盡せば歸宅し又金を持ちて外出す。干

緊張病
窃盗

魚等を窃取し來たることあり。終に一夜神田豊島町の某家に忍び入り、物を盗まんとせるも家人醒覺せる爲め、目的を果さず逃げ、後ち捕へらる。

例十一、山○半○郎 明治十四年八月生。職工。遺傳なし。生來氣質陰氣にして變人の方なり。智力尋常。八歳より小學校に入學、尋常四年修業。退校後彫刻を稽古す。十四歳より砲兵工廠に通勤。實際拙にして飲酒せず。十九歳の六月頃より狐でも憑きたるが如くなり、茶碗を口に噛み、鼻毛延びしとして五回も六回も理髮に行けり。徘徊、放歌等あり三ヶ月程にて治療、爾後引き續きて再び砲兵工廠に通勤せり。此頃窃盗犯にて重禁錮三年に處せらる。満期出獄。二十一歳の六月より再び發病し腰卷等を脱し、徳利に花を挿して地中に埋め、又鐵瓶を地中に埋めたることあり。夜間徘徊、放歌、破衣等あり。或時は鐵道線路に横臥し居りて人に

連れ歸へられたることあり。又刃物を慾しがれり。

早放
火發性癡呆

例十二、輪○紀○ 明治二十二年三月四日生。學生。祖父脊髓病。

生來健全。十歳頃胃腸病の爲めに學校の歸途卒倒せることあり。氣質小膽、和順にして人と喧嘩など出來ざる方なり。智力普通。

學校は中學校半途にして發病の爲め退校す。飲酒喫煙せず。十五六歳頃より沈鬱、不勉強となり、縊首せんとせることもありたり。又茫然獨語する等のこともありたり。衆人の前に出るを厭ひ、食事を拒むことあり。親の金を盗み出して酒色に費やす。又毎夜の如く他人の邸内に忍び入り夫婦の同衾するを窺ひては手淫をなすを常とせり。遂に明治四十五年四月四日午後十時頃豫て屢々立ち聞きしたる駒込動坂町の某家に至り様子を窺ひたるに既に就眠したる後なるを以て、目を覺まさせば、同衾するものと思ひ附近にありし街燈より石油壺を取り來たり、便所窓に石油を注ぎ

緊張病
幼者遺棄

放火したり。

例十三、瀧○卯○郎 明治三年十月生。電氣技手。遺傳あり。小

兒の頃疳癪強く、破瓜期に於ては多情にして遊蕩に耽けり。二十歳頃熱病に罹り讒語を發せしと云ふ。痲病を病む。此頃より活潑なりし氣質變じて沈黙家となれり。酒一合位飲む。疑深く怒り易し。智力良。二十三歳工手學校を卒業す。在學中勤勉にして賞與を受く。爾後鑛山又は鐵道局等に就職し、二十七歳結婚夫婦間情交餘り密ならず。變屈にして人と交際するを好まず。三十歳頃より屢々暴行行爲あり。被害的念慮あり。翌年十月末夜半小供(二歳)を紀州侯の裏門に捨つ、家を外にして徘徊すること多し。

破瓜病
傷害

例十四、小○曾○さ○ 明治十六年二月生。遺傳あり。十七八歳の頃は温順なりとて近所の人々に賞揚されたる程なり。十七歳初

潮。父母に養はれ、養育方嚴。尋常科卒業成績普通。二十歳結婚し、五ヶ月にして離別す。それより人が自分を注視すると云ひ出し、或は又突如街道に飛び出し、或は細帯を持ち出して自殺する風をなし、用も無き土藏又は座敷に入りて徘徊し、便所に一日中數十回も這入りし等の奇行を見るに至る。斯くて在苜四五年に及び遂に一夜十一時頃家出して新宿停車場に至るも、錢一文もなく、其儘また家に歸へり、庖丁を以て二階の同居人に斬り付け、額部及び背中に創を負はせたり。

例十五 吉○竹○郎 明治十三年十二月生。人足。遺傳不詳。未婚者にして赤貧なり。人足を業とす。實父母より養育せらる。無教育。飲酒せず。兵役には不合格となれり。明治四十三年五月一日他家に忍入り、ゴム靴一足を窃取し、懲役五ヶ月に處せらる。巢鴨監獄に入監せるも教育、教戒に關する思慮更らになく、作業を

癡張病
窃盜

怠り、他人に對する言行極めて野鄙にして、動作緩慢、監房内を徘徊し時に嘆聲を洩らし不眠なり。診察の結果精神病者として病監に移さる。

早發性癡呆
放火

例十六 福○駒○ 慶應元年生。遺傳なし。繭商。生來疝持ち。二十二歳頃より飲酒を覺え遊蕩に耽る、醉に乗じて暴行すること多し。氣質小膽、自恣、放縱、怒り易く、變人なり。智力尋常。三歳の時實母に死別れ、實父の手に育てらる。十六歳にて實父亦死亡す。二十五歳の時商賣に失敗してより自暴自棄となり、日夜酒色に溺れ、無暗に喧嘩を賣り、毆打等の暴行をなす。多辯となり、戸外を徘徊し、幻覺ありしが如し。座敷牢に監禁せられたるも屢々逃走し、或る日は入浴時にマッチを懐中して歸宅し逃走して自宅に放火し焼失せしめたり。

妄想性癡呆
傷害

例十七 伊○友○郎 嘉永五年一月生。遺傳なし。人力車夫。十

九歳頃まで伯母の手にて育てられ、それより不和となりて家を飛び出し、一定の住所なく徘徊す。酒に弱はく、酔へば躁暴す。氣質小膽。智力尋常。妻を娶ること前後五回。明治二十四年頃より事手に付かず、自分の家を忘れ、又車を忘れて歸る等のことあり。十月頃躁暴歌舞などす。十二月剃刀にて翠丸を切り、翌年正月仕事眠れる妻の顔を鎌にて刺す。

例十八、田○勇○ 元治元年七月生。菓子商。遺傳なし。生來氣質小膽、内氣にして智力遲鈍なり。明治三十七年三月頃稅務署より官吏出張し、帳簿の不完全なるを責問したるより頗る陰鬱となり、室内に閉居して他出せず、通行人を怖る。家屋の周圍にある竹木等を集めて放火す。之れを制する時は怒りて人を毆打す、且つ曰く此頃は消防夫が居るから心配はない、又延焼したりとて二三軒位なりとて平氣なり。

早發性癡呆
放火

破瓜病
猥發

破瓜病
放火

妄想性癡呆
氏名詐稱及
窃盜

例十九、和○足○ 明治九年生。職工。遺傳なし。生來氣質小膽、温順放縱の家庭に育つ。學業は小學校の中途にて廢し、諸所に奉公するも落ち付かず。三十歳頃浮浪徘徊し、怠惰にして仕事に就かず。或は陰部を露出し、八歳の娘を山林中にて姦せんとし、又學校歸への女生徒の首に手を掛くる等のことありたり。

例二十、山○藏 明治八年生。農。遺傳なし。氣質温順。智力尋常の方なりしと云ふ。教育なし。家業には勤勉なり。二十七歳頃より精神變調し、忿怒し易く、亂暴をすることあり。或時は父母に向ひ己れの身體に病氣あれば取除いて呉れと請求し、父母の應ぜざるを怒り木片にて毆打す。次ぎて前後四回の放火をなしたり。

例二十一、尾○募 明治二十一年七月生。遺傳及既往歴不明。自分には讚洲高松城主の血統なりと誇稱す。二十歳千葉縣下に浮浪

癱瘓性癡呆

四 癱瘓性癡呆 (Dementia paralytica)

し來たり金に窮して窃盜をなし捕へらる。

本病は主として三十五歳より四十五歳の間にて發病す。婦人よりは男子に多し。原因は梅毒にして多く梅毒を得たる後、十年前後にして發病するもの多く、終に二三年にして死亡するを常とす。而して其の身體的及び精神的症狀頗ぶる多様なり。今其の病症により便宜上抑鬱性、誇大性、激越性、奔馬性、癡鈍性に分けらる。抑鬱性は主として苦悶性の情緒と罪業妄想ありて爲めに自殺他殺をなす場合多く、誇大性は感情爽快にして誇大妄想あり、同時に道義感情缺損するに至るが故に不良悖德猥褻等の行爲多し。又激越性は不安、奔跳無意味の狂暴を演じ、自殺をなすこと多し。奔馬性は突然に興奮錯亂状態を呈し數週乃至數ヶ月にして死亡するものなり。癡鈍性は本病中最も多き種類にして、後ちに至れば妄想妄覺消失し、感情鈍癡精神衰弱を殘し癡呆

抑鬱性定型

誇大性定型

激越性定型

奔馬性定型

癡鈍性定型

狀となる。一般に癱瘓性癡呆の犯罪は猥褻、強姦、窃盜、詐僞等多く傷害は比較的尠なし、殊に本病者の猥褻行爲は多くの場合不注意無意味なる動作を以てなすこと特徴にして往々酩酊者と見誤ること多し。

之を要するに癱瘓性癡呆は、主として精神薄弱を以て襲來する疾病なるを以て、其の病的機轉に支配せらるゝ行爲の犯罪に牴觸する場合は極めて多し。一般に判断不良、記憶知識の減弱よりは詐僞、誣告、偽證、窃盜、放火及び失火等をなし、色情亢進及び道義的羞恥的、感情鈍癡よりは猥褻強姦等をなし、又感情刺戟性よりは暴行傷害等をなすに至ること稀有ならず。

癱瘓性癡呆の犯罪に就きては、外國に於ては比較的多き例にしてマクナン及セリウ氏は一八八五年より一八九〇年間に於て七十六例の癱瘓性癡呆の犯罪に就き報告をなし、又ガルニール氏は五年間に互りて二百二十五人の精神病犯罪者を鑑定し、就中其四〇%は癱瘓性癡呆

なることを診證し、又ケース氏は痲痺性癡呆の八、九%に於て犯罪ありたる事を報告し居れり。又クラメル氏は著書法醫精神病學に於て痲痺性癡呆者の犯罪實例として名譽毀損一、窃盜二、偽證一、放火一、強姦未遂一を挙げ、クラフトエビテク氏は同様其の著書第三版に於て窃盜一、放火二、殺人四、傷害一、詐僞一、猥褻一、二重結婚一、過失毒殺一を挙げ、ヂットヒツヒ氏は其の著書鑑定全書に於て窃盜二、放火一、傷害一、強姦一を挙げ、又ホツヘ氏は著書法醫精神病に於て放火一、及び傷害致死一を挙げ居れり。

吾國に於ては片山博士の殺人二、放火一、偽證一、最近に於ては吳博士及余の殺人未遂、三宅博士の傷害、得田醫師の強姦殺人等の鑑定例あり。

殺人未遂

例一、土〇乙〇 慶應二年五月生。湯屋業。遺傳可なり濃厚。生れて家に在りて専ら漁業に従事し居りしも、十七八歳頃より酒色の道を覺え、女郎買等もなして、當時痲病に罹りたる事もありたり

と云ふ。梅毒に關する既往症は不明なり。又大酒家と云ふ程にもあらず。二十一歳の時郷里を出で、東京に來り、當時實姉ヨウなるもの神田にて湯屋業をなし居たれば、其處を便り、其れより京橋區の豆湯と云ふに奉公したるも間も無く虎列刺病に罹りて暇を取り一先づ郷里に歸り、二三年漁業に従事し、二十四歳の時再び東京に來り、神田佐久間町の鹽湯を始め諸々の湯屋に奉公をなし、其間に多少の蓄財をなして、自分にて入谷に湯屋を開業し、爾來二三ヶ所に轉じたり。嘗て一反妻帶せしも死亡し、次て再び妻を貰ひ、十年許りの間は夫婦の仲も睦しく子供の三人までも儲けて、嘗て妻に對し嫉妬がましき事を云ひし事も無く、氣質は寧ろ温順内氣の方にして少々の不平は堪忍して口に出さざる位なりしが、明治四十三年六月頃より妻が自分の目を盗みて不義を働く様に想ひ雇入る、番頭の誰れ彼れの別なく通ずると云ひ出し、又或は現

場を見届け、或は密會の話聲が聞ゆると云ひ、妻を虐待し、夫婦喧嘩の絶間無かりしが、遂に同年八月十四日朝同人は妻を自宅裏手の物置に呼び出し、突然仰向けに押し倒し、馬乗りになりて手にせる剃刀にて妻の咽喉部に斬り付け、次ぎて又自分の咽喉を切りしも死に至らずして捕へらる。

例二、岩○菊○ 明治十年十二月生。村役場雇員。遺傳あり。幼時より時々頭痛を惱み、感情激し易く、殊に四五年以來其の度を高め、怒れば時に暴行を働き、後にて自ら漸愧に堪へざる如き無分別なる行動をなすこと屢々ありしと云ひ、尙ほ生來嫉妬心深き方なりしと云ふ。七八年前梅毒に罹る。酒は大酒と云ふ程ならず。明治四十三年九月九日、東京控訴院に於て詐僞未遂犯として懲役六ヶ月の宣告を受け、上告中同年同月保釋となり歸宅を許されしも、當時被告は妻の舉動不審なりと思ひ出し、會々妻が離婚を申し

傷害

強姦
殺人

出せしによりて、こは正しく他に情夫ある爲めなりと妄信し、一層嫉妬心を増し、夫婦間の争ひ絶えず。尙ほ其頃不眠、頭痛甚だしく記憶愈々減衰し、二三の幻聽及び錯視あり。注意散亂し、頭腦混亂して怒り易く、且つ不快煩悶に堪へず、常に快々として居りしが、會々同年十一月八日夕、又々情夫の有無に付妻と爭論し、其結果憤怒し、短刀を以て妻の頭部を衝き立て、同人が悲鳴を擧ぐるや、所嫌はず滅多切りに切り付け、次で表に飛び出して電車道に出で、折柄來合せる電車の前方に飛び込み負傷するに至る。

例三、石○銀○郎 明治六年生。經師職。遺傳無し。小兒期に於て時々痙攣發作ありしことあり。智力悪しく、學業不良。二十歳の時梅毒に罹る。二十八歳にて妻帯し一男一女を擧げ今尙ほ健存す。大酒家ならず。明治四十一年十月三十一日夕、逗子驛にて同地居住の海軍○尉○槻○人妻○代(當二十三歳)が買物をなし居

るを視て同人を姦せんとの念を起し、同人に尾行し、其居室には女の
のみなることを確め置き、夜半三時頃右〇代方裏門を乗り越へ、勝
手の雨戸一枚を外し、家内に忍び入り、八畳の座敷に睡眠中の〇代
を姦せんとせしに、同人の目を覺して之を拒みたるにより、豫て携
帶せる職業用の小刀を以て〇代の頸部を衝き其抵抗不能となる
に乗じて擅に獸慾を遂げたる後該座敷床上にありたる黒紐付銀
側片硝子懐中時計一個を窃取逃走す。

五、躁鬱病(Manisch-depressives Irresein)

本病は或は躁揚状態(manischer Zustand)を呈し、即ち、感情爽快、意想奔逸、
精神運動興奮即ち多動多辯となり、烈しき時は躁暴状態(Tobsucht)とな
る。意識渾濁することあり、暴行、踏舞、絶叫す。犯罪係關に於ては感情
刺戟性による暴行傷害罪多く、又色情亢進による猥褻行為多し。抑鬱
状態(depressiver Zustand)に於ては思考の澁滯、被害罪業的の妄覺及び妄想、

躁鬱病

躁揚状態

躁暴状態

抑鬱状態

暴動發作

鬱憂病
殺人未遂及
傷害

不快恐怖性の感情及び意思の制止ありて寡言緘黙不作爲となり、顔貌
憂愁を帯び、時に苦悶を發することありて、爲めに自殺他殺等の暴動發
作(Raues)を呈することあり。而して實際に於ては之等二つの状態の
主症候は互に相混合する場合多く、従つて此の場合には其の症狀も亦
多種多様となる。

例一、橋〇榮〇衛 明治七年五月十九日生。生絲商。遺傳なし。

小供の時二三度癩癩ありたりと云ふ。長ずるに及んで氣質温順。
智力尋常。學業は中學校二年まで修め成績も中等なりしと云ふ。
十七歳の時父を喪ひ、二十七歳の時妻を娶り、家業に熱心なりしも、
三十二歳頃より、家運傾き初め、三十五歳の時遂に所有の土地家屋
も人手に渡り、一家集つて東京に出で色々の小商買に手を出せし
も思はしからず、彼れや是れやの不如意に加えて已に當時は小供
の二人も出來居り其の養育及行末に胸を痛めたるものか、兎角に

氣分鬱ぎ勝となり、夜は不眠にて煩悶あるが如くに見え、時々身體をビリ／＼震はすことあり。『自分の如き人間は世界初まりて未だ無い、先祖から傳へたものを唯何もせず食ひ減らし、畜生と同じ罰の當つた人間故、警察か裁判所へ自首して出る』などの事を云ひ出すに至り、自ら監獄に入る時は後に残る小供が可愛想なりとて、遂に明治四十四年八月十一日正午頃、居宅内、佛壇を安置せる押入戸柵の上にありたる手斧を取り出し、何心なく遊び居たる小供二人に切り付け、折しも裏口折戸の垣外に洗濯仕事中の妻其の物音を聞き付けて驚きて馳せ寄りしをも斬り付け、次ぎに又同隣家の女房之を制止せんとて奔せ付けしをも斬り付け、右肩に重傷を負はせたり。

例二、齋○政○ 明治十五年一月四日生。遺傳無し。小學教員。小兒の時には疳癆強くして、怒る時は器物を投げ出して破壊する

鬱病
殺人及傷害

ことあり。七歳頃迄は時々夜中驚悸ありたり。十七八歳の頃は氣分沈鬱、陰氣にして不活潑の方なりしと云ふ。十六歳頃より晩酌一二合を初む。酒宴等にては一升位飲むこともありたり。氣質小膽、憤怒し易く物事を疑ふ癖あり。智力普通。母の膝下に生育ち、養育も亦寛容の方なりしと云ふ。十四歳の時高等小學卒業直ちに教員となる。明治二十五年四月師範學校乙種講習科に入學六ヶ月にて修業す。日露戦役に際し、明治三十七年九月鴻臺野戦砲兵第一聯隊の召集に應じ、翌年三月出征の途に上り、凱旋の上戦功により勳八等瑞寶章を賜はる。平素亂費の癖あり。月給は盡く自分の小使に費消す。寡言頑固にして自己の意に合はざる點は長上の誰れ彼れを問はず之れと論争し、従つて交際は頗ぶる狭く、親近者すらも親密ならず。嘗て明治三十一年四月及び三十二年四月に於て抑鬱せることあり、三十四年四月には抑鬱自殺企

圖あり。又四十一年一月より五月及び四十二年十一月に於て沈鬱自殺企圖、亂暴あり。而して更らに又第六回目に四十三年十一月頃より沈鬱となり仕事は容易に出来ざる様になり、『世の中が嫌になり、萬事不愉快の物許りにて、見るもの聞くもの盡く自分に敵意あり』と云ふ。遂に同年十二月六日に至り、心中の苦悶及び自殺念慮頻りに萌發して之を制する能はざるものゝ如く、突然起き上がりて押入れより小刀を取り出し、先づ自分の妻を殺害し且つ長男秀男に重傷を負はす。

例三、關〇多〇 明治十年一月生。遺傳なし。小供の時より疳癆強く、氣質躁急にして憤怒し易く、智力は尋常なり。母と祖父母とに養育さる。尋常小學卒業。道樂に發句を作る。酒は興に乗ずれば二合位を飲む。二十歳の募兵士となり二十二歳臺灣に渡り、翌二十三歳歸國除隊となる。其頃より碌々家に寄り付かず。知

躁揚病
詐欺老年病性癡
呆

人其他より金品を借りては料理店又は狹斜の地に遊び、遂に無錢飲食し、告訴されて詐欺取財犯として處刑せられ、滿期出獄後も家人と衝突し、罵詈譎を極め暴行をなす等の事あり。

六、老耄癡呆 (Dementia Senilis)

高年に於ては生理的にも亦理解力記憶力衰へ、考慮は偏狹となり、感情殊に道義的感情鈍麻し意思亦強情頑固となり、一般精神作業能力減退するものなり。而して之が疾病に基く場合にありては一層精神障礙深甚にして、屢々譫妄状態或は著明の妄想等を發する事あり。又精神薄弱を呈し、殊に固有なる症候は記憶障礙にして記銘力悪しく、即ち小兒時代の出來事杯は比較的良好に追想し得る事あるも近時の出來事は容易に失念し時に追想の缺漏を空想を以て補ふ如きことあり。又感情自己的となり意に充たざれば忽ち憤怒して暴行傷害を敢てし、色慾の異常亢進若くは倒錯を呈して猥褻強姦殊に少女に對しての猥

褻行爲に出ずること多し。又叡智薄弱及び悖德症狀に基き偽證、詐欺、猥褻傷害、放火等をなすことも尠なからず。

偏執病

七、偏執病(Paranoia)

本病は極めて長き間に亙りて發病し主徴候として被害、誇大、嫉妬、發明等の妄想を有し屢々妄覺を伴ふ。而して其の妄想は初めは不定なるも漸次日を経るに従ひ牢固不拔となり、疾病一生涯に亙りて治癒せざるものとす。其他知覺明瞭にして普通は著明の精神薄弱を呈せざるものとす。感情は妄想の種類によりて一様ならず。尙ほ法醫學上注意す可きは偏執病者は往々其妄想を巧みに隱匿(Disimulieren)することありて長き期間の視察によりて初めて妄想を發見することあり余は最近に於て四十歳の女にして殺人罪を犯せる偏執病者の巧みに嫉妬妄想を隱匿せる一例を實驗したり。

隱匿

好訴病者

好訴病者(Querulant)は本病に屬す即ち自己の權利を蹂躪せられたり

する一種の被害妄想を有するものなり。其初めは誤解又は敗訴等より起る。飽きでも自己の主張を續け控訴、上告終に直訴に及ぶ。爲めに些々たる事件の爲めにも己が家財全部を盡盡して争ひを續行するが如きことあり。

偏執病も亦妄想及び感情の障礙に基きて傷害、殺人、誣告、詐偽、放火等の犯罪行爲をなす場合あり。然れども通常偏執病は精神薄弱を將來せざるものなるを以て従つて其の犯罪も亦比較的熟慮あり計畫あるが如く見ゆる場合多し。彼の有名なる一八七六年に於ける大統領殺事件の如きは、加害者は偏執病者にして、大統領の施政を暴虐なりとの妄想を抱き人民の爲めに天に代はりて誅戮するものなりとて擊殺したるものなり。其の他好訴病者は妄想上の相手を傷害し、又被強姦妄想より誣告するが如きことあり。余は最近吳博士と共に次に示す如き八年間に亙り嫉妬妄想を有せる偏執病者の放火及び殺人犯に係る

放火及殺人

鑑定をなしたり。

例松○ケ○ 明治五年八月生。製絲場工女。父大酒家。生れて間もなくヒキツケしことありたり。小供の頃より癡癲強く短氣にして憤り易し。五歳の時母に別れ、九歳迄父の手にて育てられ、其れより諸所に子守奉公をなせしも、舉動荒々しく、生命に逆らひ、我儘勝手のみ多かりしかば、毎も愛想を付かされては解雇され居たり。漸く年頃になりては不身持になり、誰れ彼れの男に關係をつけ、村の評判者となれり。二十歳の時製絲工場に奉公中、同様雇人となり居たる今の夫と私通し、妊娠せるの結果、遂に夫婦となりて世帯を持ちたるものなり。夫れより約十五年間位は生計は困難ながらも夫婦の仲さして不和もなく稼ぎ暮らし、子供も男女六人を設けたる程なりしが、三十五歳の夏頃より、夫と隣家の寡婦(六十歳)と姦通し居るもの、如く想ひ出し、密會せる現場をも二三回

癲癲性精神病

精神的癲癲

癲癲性格

見たりなど、云ひて、夫及び寡婦に對して無理難題を云ひ掛け、亂暴狼藉をなすこと多かりしと云ふ。斯くて此の妄想は八年間に至りても依然存続し、其間に於て一回は某男を夫と寡婦との仲を取持ちたるものと邪推し、其家に放火し、次ぎて又一日寡婦が薪拾ひの爲めに山に上りしを認めて之を追跡し、山林中にて夫のことより争論せる上、持ち合せの細繩にて寡婦の首を絞め、窒息死に至らしめたり。

八、癲癲性精神病(epileptisches Irresein)

癲癲には通常身體に痙攣發作あるものなれども又往々此の痙攣發作なくして其の代りに一時的の失神、眩暈又は前方に疾走する等の如き發作のこれに代はることあり之を精神的癲癲(psychische Epilepsie)と名く。而して癲癲病者は平素癲癲性格(epileptischer Charakter)を呈す。即ち刺戟性にして自恣倨傲、我慾にして談話冗長虚談を弄し、又記憶、判斷等

癲癇性癡呆

代理症

朦朧状態

癲癇性昏迷

苦悶性譫妄

も不良となり、往々宗教に迷溺す。而して又容易に智力の薄弱を來たし易くして癲癇性癡呆 (epileptischer Demenz) となること稀ならず。其他又癲癇病者には痙攣發作の前後又は痙攣發作の代理症 (Equivalent) として、諸多の一時的的精神障礙を來たし、短きも數時間、長きは數週以上に亙り持續するとあり。即ち不機嫌にして怒り易く、好んで人と衝突するもの或は幻覺起ると共に苦悶するもの或は誇大的にして消魂大悅あるもの等にして此等には未だ指南力及び追想共に存し即ち意識の比較的清明なるを認むと雖、尙ほ次の種類に至りては意識混濁所謂朦朧状態 (Dämmerzustand) を來し、法醫學上殊に重大なる關係あるものなり。即ち癲癇性昏迷 (epileptischer Stupor) にありては一二日乃至一二週間持續する昏迷性無意識状態にして茫然只夢中に飲食談話をなし、顔貌假面狀を呈し反響症又は強梗症を呈することあり。又苦悶性譫妄 (besonnenes Delirium) に於ては多く突然に起り、幻覺を現はし指南力を失ひ、妄想

明悟性譫妄

夢中遊行症

を形成し、苦悶憤怒性となり烈しき暴行を行ひ、爲めに妻子家族を殺害する等の事多し。之に反して明悟性譫妄 (Besonnenes Delirium) に於ては、意識混濁餘りに烈しからず、一見悟性あるもの、如く見ゆるを以て此の名あり。然れ共領解記憶は不良にして感情苦悶性となりて往々竊盜放火悖德等の非行をなす事多し。且つ其經過も最も長く一二週乃至一二ヶ月に至ることあり。又夢中遊行症 (Somnambulismus) に於ては夜中睡眠中より突然起き出で、無意識に犯罪行爲を爲すことあり。尙ほ注意す可きは癲癇病者は酒に對する反應強速にして往々病的酩酊を來たすことあり。又朦朧状態に於ける追想は多くは缺乏し或は僅かに缺漏性に殘るものなり。而して癲癇殊に朦朧状態は法醫學上の關係重大にして竊盜、詐僞、家宅侵入、囚徒逃走、暴行、殺人、猥褻、放火等本病の經過中に屢々見る所の犯罪なり。且つ注意すべきは、朦朧状態に於てなしたる行爲も外觀上整然秩序ありて、一見些の意識障礙なきが如き

観あらしむることなり。

癲癩性格
放火

例一、金○常○ 明治十年六月二十四日生。指物職。遺傳素因あり。十二三歳の頃より時々ヒキツケあり。又十四五歳の頃よりは時々眼据はり、顔色黒ずみ、齒を喰ひ縛りて全く覺え無くなる。二三日も續くことありしと云ふ。其後十六七歳の時、東京に出で、諸所に奉公せし間も、同様の事、一年間に數回ありたりと云ふ。其後も斯かる事時々ありたり。又氣質も漸次變化し來り、奉公も一所に長く續かず。後ち居村に歸へりても親の金を持出しては酒色に費やし、二十一歳の冬、火事の混雜に紛れて金を取り出さんとの目的にて村内の或る物置に放火せる事あり。二十六歳頃には一層増悪し放蕩三昧に耽り金錢を浪費して止まず。長上の訓戒意見を耳にせず。氣質甚しく自恣放縱となり、自分の意に適はざれば誰れ彼れの見境なく反抗し、二十九歳の時、實父死亡せる時な

どは香典を持ち逃げて遊蕩に費せし事などあり。三十一歳の時準禁治産の宣告を受けしも、爾來素行更に修らず、妻を虐めては金を持ち出さんとし、爲めに夫婦喧嘩の絶間も無く、妻を毆打して拘留處分を受け、歸宅し見るに、妻は親戚に歸へりしかば、同人は自宅の附近に火災あれば妻それに驚きて歸りくるものと淺敢果の考へより隣家二軒に放火したり。

例二、出○榮○ 明治十四年七月生。八百屋業。遺傳父精神病に罹る。本人は小兒の頃より度々身體ヒキツケしことありたりと云ひ、十二歳の時、重き熱病に罹りて以來頭痛持ちとなり、二十四五歳の頃よりは、一層腦が悪くなり、時々氣が茫ツとして、五六時間夢の様になり、其間何をなせるか全く覺へ無きことありて、此の如き状態は少くも一ヶ月中一二回はありたりと云ふ。而して此の際身體の痙攣様運動ありたるか否やは不明なるも、少くも本人は時

癲癩癡狀
放火

々癲癇病者に屢々見る所の精神發作に惱み居たりたるもの、如く察せらる。又發作間歇時に於ては兎角に理由無くして癲癇を起すこと多く、極めて短氣にして立腹し易く妻に對しても、少し氣に入らぬ事あれば大に怒りて器物を投げ付ける等の亂暴に出づることあり。又大酒家と云ふ程にもあらざるも、飲めば癖悪しく、氣大きくなり、前後の見境もなく、金使ひ荒く、女郎買などする事ありと云ふ。此等は凡て癲癇病者に特有なる異常氣質に相當するものなり。斯くて本人は某夜朦朧發作中隣家及び我家に放火し全焼に至らしむ。

歇私的里性精神病

九、歇私的里性精神病(Hysterisches Irresein)

歇私的里は女子に多し。而して患者は平素歇私的里性格(hysterischer Character)を呈す。即ち被影響性甚だ亢進し一事に落付かず輕卒なる行爲をなし想像力に富み爲めに虚言をなすに至る。殊に固有なるは感

情の急變することなり。忽ち笑ひ忽ち泣き又我慾的となり自尊の念強きが爲め怨恨、憤怒、猜忌等起り徒らに自殺等を摸倣して周囲の注意を惹くが如き行爲に出づ。而してこれ等精神上の異狀と共に又身體上にも知覺異常、視野狭少、心臟障害、痙攣發作等所謂歇私的里性徵候を呈するものなり。

上述の如き歇私的里性格なるものに往々一時性の精神障礙發生することありて、其の持續時は短きは數時間より長きは數日に亙る、稀れには數週に及ぶことあり。即ち其の種類は歇私的里性發作即ち痙攣發作に伴ふ精神障礙に於ては抑鬱性發揚性又は幻覺性錯亂狀態を來たす。此場合に虚偽の自殺企圖暴行等をなすことあり。歇私的里性譫妄狀態に於ては妄覺多く現はれ、殊に猛獸、幽靈の襲來するを見る。又其幻覺は推感に由りて影響せられ易し。而して此等幻覺に應じて恐れ又は避けんとする餘り往々暴行をなすに至ることあり。歇私的

錯亂狀態

譫妄狀態

朦朧状態

夢中遊行症

伴病

里性朦朧状態に於ては前者に比し意識溷濁の烈しきものありて領解困難、指南力不良、觀念聯合障礙等を來たす。不安、幻錯覺を來たせる時は譫妄状態となる。其他尙ほ歇私的里には躁病様のもの鬱憂病様のもの又は昏迷性或は睡眠發作即ち突然昏睡又は假死の状態となるもの、及び夢中遊行等の如き状態を來たすことあり。

如上の精神障礙に於ける追想は多くは漠然たるものにして或は人格變化によりて其當時のみを追想し得る場合、例へば突然小兒の如くなり、小兒時代の事のみ追想し、或は往々恐るべき出來事に遭遇し譫妄状態となり、逆行性の健忘を呈する場合或は二重人格を現はし、己なる人格の上に狐、神靈の人格存し、第一人格の時は第二人格當時のことは失念するが如き場合あり。

歇私的里性精神障礙には伴病(Simulation)多き事を注意せざる可からず。又被強姦等の虚偽の訴をなすことも尠からず。其他譫妄、朦朧及

歇私的里性
窃盜

び睡眠状態に於て窃盜、詐欺、嬰兒殺、放火等の犯罪行為をなすこと多し。

例荒○君○ 明治十七年十二月生。女學生。遺傳なし。小兒時より疳癆強し。十六歳高等小學卒業成績中等。直ちに上京明治女學校に入り三月許りにして精神病の爲め退學す。元來氣短かく、郷里に在りし頃より氣に適はぬ事あれば亂暴し、後にては自分も之を知らざる事あり、又夢中になりて飛び出す様なることもありたり。或時は三里餘もある警察署に夜一時頃になりて出掛け、又或時は北海道迄逃げ延び、又或時は河中に飛び込みたることもありたりと云ふ。上京女學校に入りてよりも一時人に殺さるゝ様な氣がするとしてふさぎ勝ちとなりしも直ちに快復したり。其歲下宿屋にて金一圓五十錢を窃取して逃走し捕へらる。處刑の宣告を受くると同時に意識を喪ひ、自分の衣服を裂き、殺して呉れ、天道様生かして置かぬと云ひ、二ヶ月間殆んど無意識状態にありたり。

り。茲に於て市ヶ谷監獄より戸山病院に入り、六ヶ月の後全治退院す。間もなく渡邊女學校に入り二年許り在學し、十九歳の時兄に度々譴責されたる爲め次第に抑鬱し、或は泣き或は笑ふ等のことあり、食事を取らざることあり、遂に退學す。一年半許りにして治す。二十一歳高等師範の試験を受けて落第し、再び發揚し、前の如き破衣亂暴等ありたり、殺して呉れと叫ぶ。入院後は著明の歇私的里性格を呈し、機嫌轉換、感動強遠、亂暴等あり。

十、白癡 (Idiotie)

本病は生來若くは幼少の時に於て腦病等の爲めに精神の發育制止 (Entwickelungsstimmung) せるものにして甚しきは如何に教育を施すも兒童七八歳迄位の智力を越へざるものあり。其れよりや、輕度のものゝを癡愚 (Imbecille) とし、最も健康兒に近きものを魯鈍 (Dabille) と名づく。此等精神薄弱者は一般に、睿智薄弱にして感情殊に道義感情鈍麻し、停

白癡
發育制止

魯鈍
癡愚

徳性自尊、怒り易く、復仇心に富み、同情博愛の念に乏しく、意思又減弱して一定の職業に就く事を好まず、爲めに乞食、浮浪、窃盜、密賣淫等の累犯者となる場合多し。又他人より使喚され易く、僅少なる利慾に迷ひて放火、火藥爆發、汽車轉覆、溢水等の重罪犯をなすこと多し。

癡愚の犯罪は多くの場合に於て其の動機愚昧淺薄、寧ろ笑ふ可きもの多し。或癡愚者は前後三十回も放火を累ね、其の動機の毎に群集の騒ぐが面白し、酒の饗應あるを樂しむが如き場合多し。又彼等は思慮淺く道義的の自制力なき爲め、僅微の事にて憤怒し、之れに報ゆるに放火、殺人等の大罪を敢てすることも尠からず。

癡愚、
強盜、
脅迫

例一、丸○珠○ 明治二十五年二月生。無職。父飲酒家。母窃盜累犯。十三歳の時まで家にありて母に養はれ、其後子守奉公に出で一ヶ月位にて自家に歸る、次で木挽職の所に奉公して一年位居りしも勞働嫌やになりたりとて其處を逃走し不良兒の群に入る。

嘗て自宅にありて一ヶ月位小學校に通ひしも成績悪しく退學す。智力遲鈍の方にして、氣質小膽、怒り易く、又他人より挑唆され易し。十四歳の時第一、某方に忍び入り座敷の戸棚にありたる小袋中の金十六錢を窃取し、第二、某方に忍び入り鋸一挺を窃取し、第三、某方に忍び入り白米三升を窃取し、第四、某方にて同しく白米三升を窃取し、第五、某方にて玄米三升を窃取し、第六、某家に忍び入り茶箆筒の中にありたる五錢白銅一個を窃取し、第七、某方に忍び入り玄米二升五合を窃取し、尙其他にも二三の犯罪行爲ありたるを以て懲治場に留置の處分を受け、熊谷兒童保護學校に入れらる。在學中翌十五歳頃より嘘言を好み、友人教師を欺きて信用を失ひ、又己が郷里に信書を發するも常に返戻し來り、次ぎて隣家等に音信を試みしも同様返信を得ざるより、家郷の事を氣にし沈鬱性となり、遊戯體操等以前の如く愉快の風なく、只義務的に行ひ時々頭痛腹痛

と稱して休む事多かりき。翌十六歳にして學校より放免され、熊谷町某方に奉公中在監中の事を問はれしを恥ぢて子守に出でたる時其子供を森林中に捨て、逃走す。其夜宿直員の辨當を詐取し、其翌日又監内職員の劍を窃取し、同町本願寺方に忍び入り抜刀にて家人に斬り付けんとせしを差押へられたり。自分は他人より教唆されたりと辨解し居れり。尙ほ本願寺主人は患者に對し多大なる恩恵を與へたる人なりしと云ふ。

例二、太○米○ 明治二十三年九月生。遺傳なし。小兒期に於て「ムシ」の氣にて常に醫治を乞へり。疳癆強く生齒、歩行、言語の發育餘程遅かりしと云ふ。腦病、頭傷等無し。舌を挺出する癖あり。氣質小膽、自恣、執拗、内氣、陰氣にして智力遲鈍の方なり。八歳の時實母死亡し、放任主義に育つ。學校は尋常三年まで修めしも成績劣等。學校退學後は家庭にありて遊惰に日を送り、十七八歳の頃

より悪友に使喚されて搔浚ひ、空巢狙ひ等をなす。警察署に拘留されたる事前、三回、刑を受けたる事一回ありたり。悪事を寧ろ得意とす。今何故に茲に入院し來りしやを尋ねれば次の如く答ふ。

『大塚といふ品川御臺場の傍の人と一所に護謨の肉襦袢を着、短刀を持つて、私が見張番をし、大塚が内へ這入つて……品川停車場の傍の女許りの荒物屋へ強盜に入つて……品川のお祭りの時で九月頃です、晝の十二時頃です、金を三圓許り取つて飲んだり食つたり仕ました、それから向島の三味線のお師匠さんの家へ押掛けて、大塚が浪花節を知つてゐるから三味線を弾けと云つても、弾かないから短刀で頭へ二寸許り創を付けたので、大騒ぎとなり、警官が駆け付けたから、大塚は大川へ飛び込んで逃げ、私は千住の大橋の方へ逃げた、夫れから淺草で大塚と

邂逅して四十日許り窃盜や搔浚ひをやりました、其の揚句、淺草公園で二人共刑事に捕へられました、私は酒は好きですが女に接した事は無い、女の慾は有りません、大塚の方は女を買ひます、併し強盜は致しません、強盜や窃盜に成功しますと大變面白い、相手が苦しむ所を見ると少しは可愛想だと思ひます、警察では白狀しないとて十手で腕を打たれました、共、意地になつて黙りました、痛くも無いのに大聲で泣きました……此處を出れば又短刀で暴ばれてやります、どうせ堅氣にはなれませんが、此處など逃げ様とすれば幾らでも逃げられます』

例三、山○信○郎 明治六年九月生。農。遺傳素因あり。小兒の頃より我儘強情にして、智力の發育甚だ不良、學校教師も嘆息せし程なりしと云ふ。遂に退校するの止むなきに至り、之れに引き續きて破瓜期に至りては無爲怠惰となりて、意に適はぬときは漂然

外出數日に互ることあり。二十五歳の頃些々たる事に自殺を企圖し、三十歳頃より飲酒を初め、酒癖悪しく、屢々家人を困却せしめたる等の事實あり。同人の智力程度は普通一般の智識の著しく劣等なること殊に抽象的觀念の不完全なる事、計算能力の不良なること等は之を普通の小兒の叡智に比較する時は略ぼ十歳前後の智力に匹敵する程度に在り。同人は之れ迄妻を替ふること前後五人なり。何時も實母が六ヶ敷き事許り云ひ妻との折合悪しきが爲めなり。最後の妻を貰ひしに就きても、母と同居する事は家庭の圓滿を缺く基なりとて相談の上母は弟の方に引き取らるゝ事となりしも、母は兎角に同人に無情に當り、或は衣類を持ち行きたる儘返へさず、又同人所有の持山の樹木を伐る等のことをなすにより、後來此様な仕打ちにては、遂には自分の財産も無くされ、未始終妻子と共に路頭に迷ふに至る可しと思ひ詰め、氣がむらむ

らと逆上したるものか、一時母を驚かせて反省せしめんとの目的より、母の居宅裏手に放火したり。

例四、篠○喜○ 明治二十七年五月二十四日生。農。遺傳なし。小供の時腦病を病みたと云ふも不詳。十四五歳の頃よりは家業を怠り夜遊びを好み、悪戯暴行等をなし、嘗て父の印鑑を盗用して郵便貯金を引き出し、其金にて時計を買求め、或は買食ひ等をなしたるが又此頃よりして酒色の道を覚え、父母の訓戒を聴かず。偶々酒氣に乗じては亂行をなし、不良の徒のみを交友とし、共に悪戯遊蕩に耽り居たりと云ふ。學校には八歳にて入り十六歳の時高等科三年生中途にて退學したるも成績は常に不良にして高等科一年及び二年に於て落第し、退學の理由も被告自らは「算術や歴史の點が丁で到底免狀も貰えないと思ひ廢めた」と稱す。第一回は夜遊の歸途下駄の汚れを検する爲め點火したる燐寸の

未だ消失せざるものを不注意に藁小屋に投げ付け出火に至らしめ、第二回は、ベースボールの貸賣を拒まれたるを遺恨に思ひ某荒物屋に放火す、第三回は人々の騷擾するが面白しとして物置小屋に放火し、第四回は巻煙草の未だ點火し居るものを不注意に路傍に投げ出し藁小屋に燃へ付き出火に至らしむ。

例五、花○新○ 父母も知らず、家も無し。幼より不良兒乞食の群に入りて魚の腸拾ひ、紙屑拾ひ等をなし居れり。九歳の時本郷の春木座の側なる煮豆屋の物置にもぐり込み菰を被りて臥し居りし所に、夜半印神天の惡漢四人來り、お前に十五錢宛やるから茲に火を付けろと金を見せられ、尙ほ燐寸、油、かんな屑等を入れたる籠を手渡し、たるにより、同人は利慾に眼眩みて、云はるゝが儘に火を付け、全焼千五十五戸、半焼四十一戸、焼死者二人を出だすの慘劇（明治卅一年）を演ずるに至りたり。夫れより捕へられて下谷區役

癡愚
放火

癡愚
拘摸

所の手を経て養育院に送らる。

例六、松○一○ 明治二十二年生。遺傳なし。七歳より十一歳迄瀧の川學園に在學し其内十一回逃走せり。其後自宅に歸りて劍舞、長歌等を習ひたることあり。時々手風琴等を携へて外出諸所を流浪することあり。警察署に拘留せられたること前後四回に及べりと。又意に適はぬとあれば怒りて器物を破壊するとあり。十九歳の時神保町の書籍屋の店頭にて書物を見る風をなし、少年世界一冊を取りたるも小僧に認められて拘留に處せらる、又招魂祭の日女の懷中に手を入れて十錢を拘り捕へらる。又日本橋坂本公園に女を追ひ掛け二十日の拘留に處せられたりと云ふ。

例七、小○田勇 明治二十一年五月生。父放蕩。兄盜癖。生來氣質小膽、智力遲鈍、虛言多し。七歳の時錦華小學へ入學し、高等二年にて退學。爾來五六の中學に轉校し、服裝の美なることのみを焦

癡愚
窃盜

慮す。次で藥學校に入るも落第のみなせり。惡友に交はり、書籍衣服を賣りて浪費す。或時は二三百圓の價格ある名畫を持ち出して僅か九十錢にて賣却し、ビヤホールの飲食費、煙草料に充てたることありたり。又家を外にして徘徊すること多く、女學生等に艶書を送る。二十一歳の時帝國大學外科室に大學帽を被りて入り込み待合室にて拐凌ひをなして捕へらる。

例八、荒○作○郎 明治元年二月生。農。父母遠き血族關係なり。小兒にして虚弱蟲の氣あり。氣質小膽、溫順陰氣にして物事を氣に懸く。(怠惰にして氣に入らぬ時は茫然として人と相手にならず又突如外出して歸宅せざる事あり) 智力尋常、學業を修めず。四十三歳頃一層沈鬱無口となりしが、一夜自宅より約一町を距れる民家の便所裏に放火し、燃え上るを見て火事だくと叫びながら消防に従事す。

放火
癡患

浮浪
癡患

變質性精神
病

變質者
變質徵候

例九、鈴○平○ 明治十一年四月二十一日生。淺草馬道に生れ、幼にして親に別れ乞食の群に入り、浮浪罪にて五回處分を受く。智力癡鈍にして忿怒し易く人に負傷せしむること多し。突然食器を破壊し、投げ付ける等の衝動行爲あり。

十一、變質性精神病 (Entartungsirresinn)

變質者 (Degenerand) は所謂中間者に屬する者にして濃厚なる遺傳あるものに多し。生來性に精神が普通の人と異常の點即ち變質徵候 (Entartungszeichen) あるものを云ふ。而して精神のみならず又身體上にも異常即ち身體的變質徵候を有するもの多し。此身體的變質徵候なるものは健者にも亦間々見る所にして又病者に却てこれを缺く事あり。然れども概して濃厚遺傳者、變質者及び精神病者には數多きを見るものなり。即ち内臓の構造位置等の異常、頭部の形異常、顔面顎骨の形異常、眼裂、鼻梁、口唇、齒、舌、耳殼の形異常、生殖器の奇形、指趾の形異常、皮膚毛

犯罪人定型

髮等の異常等なり。ロンブローゾー氏の犯罪人定型(Verbrecherlypus)なるものを唱へしは、全くこの身體的變質徴候を指せしものに他ならずして、此の犯罪人に變質徴候多き事實は全く犯罪人に變質者の多き事を立證するものと云ふべし。

次に精神上の變質徴候としては甚しく空想に耽るもの、幻覺を生じ易きもの、二三の幻覺を有するもの、甚だしく感情の轉換し易きもの、好んで虚言を吐くもの、異常に厭世的多涙質のもの、異常に興奮し易く輕卒なるもの、又は非常に樂天的なるもの、知能の不平的に發達せるもの(天才の如き)強迫觀念あるもの、衝動行爲あるもの、色情異常に早く發するもの、或は倒錯あるもの、不良悖德犯罪性癖なるもの、病的酩酊あるもの等の如きものあり。尙ほ變質者には屢々一時若くは發作性に諸種の精神障礙例へば錯亂狀態、朦朧狀態、好訴病型、早發性癡呆型、及び歇私的里性等の病症を發呈することあり。之を變質性精神病(Eklatungsps-

變質性精神病

犯罪關係

yohosen)と名く。

變質者は前に述べたるが如く所謂中間者に屬するものにして、未だ顯著なる精神病にあらざるを以て、變質者たる犯罪者の場合には司法官等も往々其の變質者なることに氣付かず、普通の處刑を受けて再び社會に出で幾度も同様犯罪を累ね到底改善するの目なし。實に累犯者の多數は此の變質者に屬することは一般に認めらるゝ所にして、リメト氏は普通の囚徒六萬四千九十八人を検査し、尙ほ其一〇、七%に於て變質者ありしことを見る。内累犯者三千百二人のみに就きて見るに三九、七%の多數は變質者なりしことを見たり。(本書第一章緒言參照)

變質者は尙ほ普通人の群にありて社會場裡に生存するものなるを以て従つて社會萬般の誘惑動機に觸れ身體財産に危害を及ぼす場合は反つて顯著なる精神病者よりも頻多なり。即ち傷害、竊盜、放火、詐欺、

偽證、猥褻、強姦、無錢飲食、逃亡等の犯罪をなす。

強窃盗累犯

例一、朝○卯○郎 文久四年十月生。無職。遺傳なし。小兒期健康。十歳の頃角力にて胸部を打たれ一時氣絶したることあり。七八歳の頃水に溺れ、一時氣絶したる事あり。他人より精神の發育比較的早く、敏捷を以て目されたり。色情は十六歳頃より發動せりと云ふ。十八歳頃梅毒ある婦人に關係したる事あり。其後二三年にして陰部に潰瘍を生じたりと云ふ。二十八歳痲病に罹る。精神感覺過敏の方にして、氣質大膽、智力も仲間内にて智者と呼ぶ。七八歳より小學に入り、二三年後退校(落第なし)。其後夜學にて漢籍を習ひ同時に寺に預けらる。十五歳の時西南戦争の官軍の軍夫となり、給仕小使等をなせり。解戦後福岡にて某店に二ヶ所奉公見習ひせしことあり。十六歳馬關に出で、諸品問屋に奉公し又酒問屋に奉公せり。同年同僚と共に店の貸金百圓許

窃盗累犯

りを集めて上京せんとせしも追手の爲めに捕へられて其の目的を果たさず。自分は博多に行きて高島暴動に與みし、長崎にて八十日の懲役を受く。出獄後十八歳長崎及び熊本にて強盗犯をなし縛に就き、處刑せられ、三四ヶ月の服役後逃走し、佐賀在に窃盗をなし、六ヶ月の刑に處せらる。入監十日にして又逃走し、豊後の別府にて拘兒仲間に入りし爲め縛につき直ちに警察より逃走し、鹿兒島に行き毆打窃盗犯にて一年六ヶ月の刑を受け、服役六ヶ月にして逃走し、長崎に行きて強盗をなし、詐欺取財犯にて一年の刑を受け、強盗犯曝露せんとせしを以て逃走し、大阪にて一回拘摸犯にて處刑せられ、次ぎて京都にて拘摸窃盗の刑を受くること前後三回に及び、其都度逃走して、遂に二十六歳の時上京し拘兒の仲間に入り四十五歳までの間に刑を受くること實に十回以上なり。

例二、松○彌○郎 明治五年十月十九日生。遺傳なし。生來氣質

短氣祖父の弟に育てらる。養育方不規律。七歳より小學校に入るも學業を好まず。十五歳まで家に居り、其れより福島町生糸間屋に奉公し、十六歳横濱辨天通安○某方に奉公し、其後放浪生活に身を持ち崩し、窃盜罪を犯すこと前後通じて五回、殆んど獄中に生活せり。飲酒せず。煙草を好む。然るに入監中即ち明治三十七年十月十日精神に異常ありと認めらるゝに至る。看守に抵抗し、無言にして、自分の食器不潔なり、食量少なしと訴へ、又食料の給與を廢止せられたしと認めたる紙片を差出し、數日間絶食す、此の如き症状は入獄の都度現はる。或は又戒護者の取扱ひに不平あり、命令を拒絶し、緘黙絶食す。戒護者は殊更に自分を苦しむと曲解し、器具を破壊し暴行す。或時は又坐臥動作常軌を逸し、大聲放歌、詩吟し、命令を抗拒す。憤怒する時は電燈線を毀損し、頻りに遺言様の辭柄の下に己れが死んだら○村院長は喜んで解剖をするな

らんと稱す。又理髪を勸むる時は。余は當監に入つて以來絶へず食物に痰又は毒藥を入れ余を殺さんと謀るものあり故に充分謀殺罪を構成す、此頭髮の蓬々たるは其の證據なり、故に證據湮滅の懼れある爲め出獄後までは理髪せずと云ふ。明治四十三年一月満期出獄し、引き続き巢鴨病院に入院。症状依然たりしも、翌四十四年十二月二十八日未明戸袋を破りて逃走し、二ヶ月位にして窃盜犯にて深川署に捕へられ、保養院へ送らる。

例三、土○新○郎 明治五年生。遺傳及び既往歴不詳。明治二十六年中、持兇器強盜の爲め處刑を受け、東京監獄に入監せるも、精神異常ありとして責付となりしも、又々明治三十八年窃盜犯にて入監す。精神異常者として巢鴨病院に移さる。常に無言にして診察醫藥を拒み閉目のまゝ、顔を上げず、歩行不能なり。而れども僞病の疑あり。翌三十九年七月瀬戸鍋の蔓にて床板を切り抜き、逃

強盜累犯
強盜未遂

走し、隅田村附近にて某留守宅に忍入り衣類數十點を窃取し、之を横濱に運びて賣り拂はんとする所を捕へられ、同年八月再び巢鴨病院に入院す。症状以前に同じく、又藥中に毒ありと云ふ。同室患者を鷄姦す。終に又四十二年四月十六日拂曉病室の床板を剝ぎ起こし、床下の土臺を食皿を以て掘り逃走す。夫れより横濱に至り、櫻木町停車場附近大岡川に繋留しありたる和船内より大工用鋸十九枚を窃取し、同年五月三日午後九時頃横須賀市公郷柏木田裏練兵場構内に於て松○ハナ(當十二歳)を強姦せんとせるも行人の認むる所となりて其の目的を遂げず、捕へられて又四十二年十月十一日巢鴨病院に歸院せしも、又々四十三年九月十二日夜便所口より逃走し暫らく其行方不明なりしも、翌四十四年夏千葉地方にて窃盜犯の爲め捕へらる。

第四章 精神病の原因及其犯罪的關係

(Ursachen der Geisteskrankheiten und deren verbrecherische Bedeutung).

犯罪の原因
研究

犯罪の原因研究は人類學的方面(解剖生理、心理及び社會學的方面より之れをなすと雖、其目的に於ては相一致す。一は各個につき系統的の觀察をなし、他は團體につきて總合的の觀察をなすの別あるに過ぎず。之れを要するに、此の兩方面より得たる結果を互に對照し、審査補充するに於て、初めて犯罪の真相を窺知し得るものなり。然り而して一の犯罪行爲は毎に個人的特性及び周圍境遇が相共に影響をなすものにして、従つて此等の關係の異なると共に、亦犯罪の態様及び其意義を異にす。即ち強劇なる外部刺激に反應せる場合、例へば感動若くは急迫状態に於ては多く偶發犯を將來し、之れに反して外部刺激は輕微

個人的特性

なるも、**個人的特性**(*Persönlicher Eigenart*)即ち暴虐、慘忍、輕薄、怠惰、淫佚等の如き病的犯罪性格による場合は多くは豫後良若くは不良なる累犯者を將來せしめ、而も亦精神病者又は中間者の之に屬するもの多し。

而して個人的原因と社會的原因とは、果して其の何れが主たる直接原因をなすや又何れを以て犯罪原因學上重要視す可きやは、從來異説多く、又犯罪の種類及び各個の場合に於て同一に論ず可きに非らずと雖、如何に外界の刺戟優勢にして、犯罪行為誘發せらるると雖、一方個人的特性に於て、強固なる意思、道義的感情、賢明なる判斷、即ち健全なる精神を有するに於ては、従つて外部刺戟に對する強固なる抵抗力發動して、當該個人は容易に犯罪行為を爲すに至らざる可きなり。是を以て見れば、犯罪の原因たる、勿論外圍の關係の之れに關與すること尠からざる可しと雖、其の主たる原因は、個人的特性に求めざる可らず。例へば酩酊によりて他人を毆打し、感動に激して罪を犯し、又貧困に迫りて窃

犯罪的傾向

盜をなす場合等に於て、勿論酒、感動、貧困等の原因は重要視す可しと雖、凡ての人みな此の状態に於て同様犯罪をなすに限らざる事實によりて見るも酒に對する抵抗力の減ぜること、感動の發し易く且つ異常に強激なること、意思の薄弱となること等、即ち精神の不健全なるに原因するものなることは又疑ふ可くもあらず。

斯くの如くにして犯罪の原因は一は之を個人的方面に取り、個人の**犯罪的傾向**(*Verbrecherische Neigung*)に關する研究は實に心理學及び精神病學的研究に待たざる可らず。茲に於て以下精神病の發生原因を詳論すると共に其犯罪關係を闡明ならしめんとす。

精神病原因

精神病の原因を尋ぬる事は多くの場合容易ならず。同一の外界刺戟よりも異種の精神病症發生し、又反對に異種の原因より同一様なる精神病症の發生するが如き事あり。之等の關係は各個人に於ける腦髓の發育作用の程度異なるに由る左れば同一原因にても、或者に對し

原因の分類

ては精神病を起し、或者に對しては何等影響を被らざるが如し。
精神病の原因は之を外因と内因とに區別す。外因は身體外部の影響による場合にして、内因は身體内部に原因の存する場合を云ふ。而して又外因を別ちて身體的外因と精神的外因とし、前者は直接吾人の身體上に原因ある場合を云ひ、後者は精神作用例へば精神過勞或は感動等の如き原因ある場合を云ふ、内因は又素因とも云ひ、之を一般的素因と個人的素因とに區別す。

甲 外因(Aussere Ursachen)

第一 身體的外因(körperliche iussere Ursachen)

腦神經疾患

一、腦神經疾患。腦充血、腦貧血、腦膜炎、腦實質炎、腦脊髓膜炎、頭部、外傷、腦震盪、腦出血、腦腫瘍、多發硬化症等の腦疾患及び脊髓勞、神經炎、舞蹈病、癲癇、丁答寧、偏頭痛、神經痛等の神經病には往々特種の精神病を將來する

疲憊

事あり。

二、疲憊。衰弱、身體過勞、發熱、多量出血、飢餓、不眠等は疲憊を來たして特種の精神病を發呈するものなり。「あめんちあ」疲憊昏迷、虛脫譫妄等の如きは之に屬す。

傳染病

三、傳染病。急性傳染病にては室扶斯、關節癱瘓、質斯肺炎、丹毒、流行感冒、猩紅熱、麻疹、百日咳、廻歸熱、虎列刺の如きもの、發熱時に精神障礙を起す事あり。之を熱性譫妄と名く。殊に飲酒家、小兒、婦人、神經興奮性の人に多し又或は熱は下降し、傳染病は恢復期に向ひて後に至りて更に著明なる精神障礙の起る事あり。而して之等は疲憊による「あめんちあ」虛脫譫妄等に屬するもの、如し。次に慢性傳染病にては梅毒、結核、睡眠病、癲病等よりも精神障礙を發する事あり。殊に梅毒は已に第一期に於ても屢々神經衰弱、歇私的里の症狀を發し、漸次病勢進行すると共に頭痛、眩暈、言語障礙、重複視、半身知覺障礙、卒倒、癲癇様發作、注意

熱性譫妄

梅毒

散亂記憶障礙、感情刺激性、疲勞性亢進、意思減弱等を來たし遂に精神薄弱を現はすに至る。此の如く微毒は單に本人の精神を萎靡するのみならず、又胚種を障礙せしめて生兒の精神發育制止を來たすものなり。此の關係は酒精に酷似す。微毒ある兩親の間に生じたる子供には白癡、癲癇、變質者等多きは明なる事實なり。又彼の怖る可き精神病即ち癲癇性癡呆は微毒其の原因をなすものにして通常微毒を受感して後ち十年前後の期間を経過して初めて發病するものなり。

四新陳代謝。營養障礙殊に萎黃病、白血病、惡性貧血、尿毒症、膽毒症、癌腫、糖尿病、糖尿症、骨軟化症、中風、甲狀腺疾患、腦下垂體腫瘍等には往々精神障礙を續發する事あり。

五中毒。精神病を將來する中毒素の主なるものは先づ酒精なり。酒精の中毒作用は腦の組織に強き破壊作用を起し、從つて精神上に著明なる影響をなすものなり。即ち急性の酩酊の場合に於ては初め興

新陳代謝

中毒
酒精

奮状態となり、感情爽快、精神運動活潑、習慣聯想、類音聯想等起り、然る後癡痺状態に陥入りて、精神茫乎、運動遲鈍となる。而してこの症状は長きは二日間も續いて證明せらるゝ場合ありと云ふ。又これに反して慢性酒精中毒は、酒精の持續的飲用に基きて起り、記憶力減退、理解及び判斷の不良、道義的若くは審美的觀念及び感情の鈍癡、意思障害等を來たし、又酒精に對する抵抗力も漸次減退し飲酒量増加す。尙ほ慢性酒精中毒にありては、如上精神症状の他、尙ほ身體諸臟器に病的變化若くは障害を來たし、殊に神経系、心臟、血管又は腎臟等を冒かす。斯くして健全なる身體精神は衰弱し、個人的特性は俄然崩壊して、こゝに反社會的危險性の發生を見るに至る。

酒精と犯罪との關係は、近來大に研究せらるゝに至り、獨乙ゲーニスベルヒのホンペ氏は「酒精と犯罪」(一九〇六年)なる著書に於て統計的犯罪學的及び精神病學的の方面よりこれが關係を詳細に論述なし居れり。

酒精と犯罪

又注意す可きは酒精は常に個人の身體精神に於ける障礙を來すに止まらず。胚種又は胎兒延ては子孫に及ぼす影響甚大なるものあり。即ちデンメ氏は酒客の子供五十七人、飲酒せざる者の子供六十一人につき調査したるに、酒客の子供は五十七人中唯十人丈け健全にして、他二十五人は生後直に死亡し、其の他は變質者、畸形兒、白癡等なりしに反し、飲酒せざるもの、子供六十一人にては只五人丈け死亡し、四人神經病に罹り、二人に畸形ありしのみにて、他五十人は盡く健全なりしと云へり。又アリベ氏は酒客の子供四三五人と節酒家の子供八四七人とを比較し、前者には早産、流産、又は生後間もなく死亡するもの多しと云へり。又ブネビルレ氏は二千五百五十四人の精神病的兒童を検し、内二百三十五人は慥かに兩親の酩酊中受胎せしことを證明するを得たり。彼の私生兒に低能兒、不良少年の多きも、一つの原因は兩親の酒精濫用の影響と見る可きなり。尙ほポーンフェツヘル氏は乞食、浮浪者

の三五%、淫賣婦の四四、七%に於て兩親中に酒客ありしことを證せり。之れを要するに酒精は自個一人の精神身體を損害するのみならず、延て影響を子孫に及ぼし、以て變質畸形を來たし、犯罪的特性を天賦に遺傳せしむるものなり。左れば幼年犯罪者の研究に當りては殊に此の兩親の酒精飲用に大に關係するものなれば、酒精問題は今後刑事政策上の重要問題たる可きなり。

尙ほ其他莫兒比涅、阿片、古加乙涅、鉛(白粉)等よりも特種の精神障礙を發呈する事あり。

臟器疾患

六、臟器疾患。耳、鼻、眼疾患、心臟病、肺病、血管病、消化器病、肝臟病、腎臟病、生殖器病等よりも、殊に病的素質ある人にありては往々精神病を誘發する場合ある事あり。

色情及生殖作用

七、色情及び生殖作用。色情及び生殖作用の精神上に及ぼす影響ある事は破瓜期及び退行期に於ける身體精神の變化するを見ても知る可